

清水町地域防災計画  
共通対策編



# 清水町地域防災計画（共通対策編）目次

## 第1章 総論

第 1 節	計画作成の主旨	1
第 2 節	計画の構成	1
第 3 節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第 4 節	町の自然的条件	9
第 5 節	町の社会的条件	9
第 6 節	予想される災害と地域	10

## 第2章 災害予防計画

第 1 節	通信施設等整備改良計画	12
第 2 節	火災予防計画	13
第 3 節	防災資機材整備計画	14
第 4 節	道路災害防止計画	14
第 5 節	防災知識の普及計画	15
第 6 節	住民の避難体制	16
第 7 節	防災訓練	20
第 8 節	自主防災組織の育成	21
第 9 節	備蓄計画	24
第10 節	事業所等の防災活動	24
第11 節	地域住民及び事業所における防災活動に関する計画	25
第12 節	ボランティア活動に関する計画	26
第13 節	要配慮者支援計画	26
第14 節	救助・救急活動に関する計画	29
第15 節	応急住宅・災害廃棄物処理	29
第16 節	重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	30
第17 節	被災者生活再建支援に関する計画	31
第18 節	町の業務継続に関する計画	31
第19 節	複合災害対策及び連続災害対策	32
第20 節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	32
第21 節	災害に強いまちづくり	32

### 第3章 災害応急対策計画

第 1 節	総則	33
第 2 節	組織計画	35
第 3 節	動員計画	37
第 4 節	応援・受援計画	40
第 5 節	通信情報計画	43
第 6 節	災害広報計画	46
第 7 節	災害救助法の適用計画	48
第 8 節	避難救出計画	49
第 9 節	愛玩動物救護計画	60
第 10 節	食料供給計画	61
第 11 節	衣料、生活必需品、その他物資及び燃料供給計画	63
第 12 節	給水計画	65
第 13 節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	66
第 14 節	医療・助産計画	70
第 15 節	防疫計画	73
第 16 節	清掃及び災害廃棄物処理計画	75
第 17 節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	77
第 18 節	障害物除去計画	79
第 19 節	社会秩序維持計画	80
第 20 節	輸送計画	81
第 21 節	交通応急対策計画	82
第 22 節	応急教育計画	85
第 23 節	応急保育計画	88
第 24 節	社会福祉計画	88
第 25 節	要配慮者対策	90
第 26 節	消防計画	91
第 27 節	応援協力計画	93
第 28 節	ボランティア活動支援計画	94
第 29 節	自衛隊派遣要請要求計画	94
第 30 節	電力施設災害応急対策計画	96
第 31 節	ガス災害応急対策計画	97
第 32 節	下水道災害応急対策計画	98
第 33 節	突発的災害に係る応急対策計画	98
第 34 節	公共土木施設応急対策計画	101

第35節	建造物応急対策計画	101
第36節	原子力災害応急対策計画	101
第4章	復旧・復興対策	
第 1節	災害復旧計画	102
第 2節	激甚災害の指定	102
第 3節	被災者の生活再建支援	103
第 4節	風評被害の影響の軽減	104



# 第1章 総論

## 第1節 計画作成の主旨

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、清水町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、清水町の地域にかかる防災対策の大綱を定めるものとする。

## 第2節 計画の構成

清水町地域防災計画は、次の各編から構成する。

各編の名称	記載内容
1 共通対策編	災害時の共通対策について定める。
2 地震対策編	地震による災害対策について定める。
3 風水害対策編	風水害による災害対策について定める。
4 火山対策編	火山による災害対策について定める。
5 資料編	本編に付属する各種資料を掲載する。

## 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条第2項第1号の規定により、清水町、駿東伊豆消防本部（以下「消防本部」という。）、清水町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、清水町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

### 1 清水町

処理すべき事務又は業務
(1) 清水町の防災会議に関する事務
(2) 防災に関する組織の整備
(3) 防災に関する訓練の実施
(4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
(5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
(6) 消防、水防その他の応急措置
(7) 警報の発令、伝達及び避難の指示
(8) 情報の収集、伝達及び被害調査
(9) 被災者の救難、救助その他保護
(10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
(11) 清掃、防疫その他保健衛生
(12) 緊急輸送の確保
(13) 災害復旧の実施
(14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

### 2 消防本部

処理すべき事務又は業務
(1) 消防施設、消防本部体制の整備
(2) 救助及び救急体制の整備
(3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督
(4) 消防知識の啓発、普及
(5) 火災発生時の消火活動
(6) 水防活動の協力、救援
(7) 被災者の救助、救急活動
(8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
(9) 市町、関係機関との連絡調整

3 静岡県

処理すべき事務又は業務
(1) 静岡県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 (13) 緊急輸送の確保 (14) 災害復旧の実施 (15) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 (16) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

4 静岡県警察本部（沼津警察署）

処理すべき事務又は業務
(1) 災害時における住民の避難誘導及び救助 (2) 犯罪の予防、交通規制、災害地における社会秩序の維持

5 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
警察庁 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省 東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監視 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監視 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省 東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員のパ遣 ウ 関係機関との連絡調整

機関名	処理すべき事務又は業務
厚生労働省 静岡労働局 (沼津労働基準監督署)	<p>ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導</p> <p>イ 事業場等の被災状況の把握</p> <p>ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導</p> <p>エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導</p>
農林水産省 関東農政局	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</p> <p>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</p> <p>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</p> <p>エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</p> <p>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</p> <p>カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること</p> <p>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</p> <p>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</p> <p>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</p> <p>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<p>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</p> <p>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</p> <p>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</p> <p>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</p>
林野庁 関東森林管理局	<p>ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること</p> <p>イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること</p> <p>ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</p>
経済産業省 関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること</p> <p>イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関すること</p> <p>エ 電気の安定供給に関すること</p> <p>オ ガスの安定供給に関すること</p>
経済産業省 関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること</p>
国土交通省 中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	<p>管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p>

機関名	処理すべき事務又は業務
	<p>イ 初動対応            地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧            (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施            (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保            (ウ) 所管施設の緊急点検の実施            (エ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p>
<p>国土交通省            中部運輸局</p>	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。            イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。            ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。            エ 緊急海上輸送の要請(県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む)に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。            オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。            カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。            キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。            ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。            ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用する車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。            コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。            サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>
<p>国土地理院            中部地方測量部</p>	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。            イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。            ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。            エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>

機関名	処理すべき事務又は業務
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。</p> <p>エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>
環境省 関東地方 環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
環境省 中部地方 環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>

6 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
独立行政法人 国立病院機構 (静岡医療センター)	<p>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。</p>
日本郵便株式会社 東海支社	<p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策を実施する。</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適正な対応に努める。</p>
日本銀行	<p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>オ 各種措置に関する広報</p>
日本赤十字社 静岡県支部 (清水町分区)	<p>ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること</p> <p>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</p> <p>ウ 被災者に対する救済物資の配布</p> <p>エ 義援金の募集</p> <p>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p> <p>カ その他必要な事項</p>

機関名	処理すべき事務又は業務
日本放送協会 (静岡放送局)	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
中日本高速道路 株式会社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
東海旅客鉄道 株式会社 日本貨物鉄道 株式会社	ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 災害時における応急救護活動 オ 応急復旧用資材等の確保 カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 キ 被災施設の調査及び早期復旧
NTT西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社NTTドコモ 東海支社(静岡支店)	ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達(NTT西日本株式会社) エ 防災関係機関の重要通信の優先確保 オ 被害施設の早期復旧 カ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板の提供
岩谷産業株式会社 アストモエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 シクス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 イ 災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド 株式会社(静岡総支社)	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 災害時における電力供給の確保 エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報 オ 被災施設の調査及び復旧
電源開発株式会社 電源開発送変電 ネットワーク株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報 エ 被災施設の調査及び復旧
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人 日本建設業連合会中部支部 一般社団法人 全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

機関名	処理すべき事務又は業務
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
土地改良区	ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動（用水の緊急遮断） ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 エ 消防機関が行う消火活動への協力
静岡ガス株式会社（東部支社）	ア ガス供給施設の防災対策 イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 エ 必要に応じて代替燃料の供給 オ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
伊豆箱根鉄道株式会社	ア 鉄道施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査及び復旧
一般社団法人静岡県トラック協会、 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合 静岡県タクシー協会	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧 エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 オ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
民間放送機関 (静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社)	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

機関名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人 静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人 静岡県栄養士会	ア 要配慮者（※）等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人 静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

（※）要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

## 8 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊 東部方面隊 第1師団 第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊 横須賀地方総監部	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊 第一航空団 (浜松基地)	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動

## 9 消防団

機関名	処理すべき事務又は業務
清水町消防団	ア 災害予防、警戒及び災害応急活動 イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 ウ 予警報の伝達 エ その他災害現場の応急作業

## 10 公共的団体

機関名	処理すべき事務又は業務
沼津医師会 (清水町地区会) 沼津薬剤師会	医療救護施設における医療救護活動の実施
駿東歯科医師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検視時の協力 ウ 災害時の口腔ケアの実施
清水町商工会	ア 町が行う商工業関係の被害調査についての協力 イ 災害時における物価安定についての協力 ウ 救済用物資、復旧資機材等の確保についての協力 エ 商業者及び事業者等の相談業務の実施
清水町建設事業 協同組合	災害時の救助及び応急復旧対策の協力
J A富士伊豆 清水支店	ア 農林水産物の被害調査についての協力 イ 災害時における農産物の確保 ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導
清水町交通指導委員会	災害時緊急交通路確保の応援
清水町自主防災組織	ア 清水町が実施する被害調査、応急対策についての協力 イ 住民に対する情報の連絡、収受 ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力 エ 被災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

機関名	処理すべき事務又は業務
防災上重要な施設の管理者	危険物取扱施設など防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制を整備するとともに、災害時には、災害応急措置を実施するものとする。また、町、その他防災関係各機関活動について協力する。

#### 第4節 町の自然的条件

##### 1 位置と境域

本町は、静岡県東部の伊豆半島の付け根に位置している。東西を三島市・沼津市に、南北を沼津市・長泉町に境を接し、東経138度53分、北緯35度05分に位置し、ほぼ南北に長い楕円形をなしている。

東西は2.7 km、南北4.54 km、面積8.81 km<sup>2</sup>、人口31,468人、人口密度3,571/km<sup>2</sup>である。(2025年12月1日現在、住民基本台帳人口)

##### 2 地形の特徴

町の南側に標高256mの徳倉山、標高75mの本城山がある以外は、ほぼ平坦な地形であり、町の中央部には東洋一の湧水量を誇る柿田川が国道一号沿いから湧き出し、伊豆の天城山に源を発する狩野川に合流している。

##### 3 地質の概要

天城山腹を源流とする狩野川によってたい積されたはんらん（氾濫）平野と、富士火山腹を源流とする黄瀬川によってたい積された火山山麓扇状地とが合成されてできた地形である。

地質的には、北部が沖積世の砂れき質地盤であるほか、泥砂れき質地盤が主となっている。

##### 4 気候

気候は年間を通して温暖であり、平均気温は18.7℃、年間降雨量は1,199.0mm、平均風速は2.1m/秒、最高気温は36.6℃、最低気温は-2.9℃である。(駿東伊豆消防気象システム 清水町消防署 気象年報 2025年 数値より)

#### 第5節 町の社会的条件

本町は静岡県の東部、伊豆の表玄関に位置し、国道1号をはじめとする交通利便性も従来から高く、沼津・三島両市の市街地の拡大によってその影響を受ける形で急速に宅地化が進んでいる。

また、沼津卸商社センターの進出に伴い商業を中心に発展し、加えて大型ショッピングセンターの進出等交通の利便を活かした新たな商業ゾーンが形成されつつある。

近年では、通過車両の流入により町内各所で渋滞が発生し、交通事故が多発するなど新たな問題が生じている。

一方で、市街地では道路が狭く災害時の緊急車両の通行の問題や狩野川、黄瀬川へ流入する中小河川の氾濫の問題などがある。

そのため、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

## 第6節 予想される災害と地域

## 1 地震

「地震」については、駿河湾から遠州灘にかけての海域には、大陸プレートと海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが、また相模湾には同様に相模トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。内陸では、糸魚川ー静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層などの活断層が存在し、内陸直下型の被害地震を発生させてきた。

静岡県における近年の大地震としては、1930(昭和5)年の北伊豆地震(M7.3)、1935(昭和10)年の静岡地震(M6.4)、1944(昭和19)年の東南海地震(M7.9)、1974(昭和49)年の伊豆半島沖地震(M6.9)、1978(昭和53)年の伊豆大島近海地震(M7.0)、2009(平成21)年の駿河湾の地震(M6.5)、2011(平成23)年の静岡県東部の地震(M6.4)などがある。

とりわけ静岡県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、嘉永7年(1854年)の安政東海地震発生後、150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

最近では、平成8年10月の川根町(現島田市川根町)直下を震源とするM4.6の地震や、平成13年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.3の地震は、影響は小さいと考えられるものの、プレート境界の固着状態に影響を与えた可能性があり、平成21年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘された。現在、県内には約500箇所の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。

今世紀前半には、前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、静岡県では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定の大綱(駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波(以下、本計画において、「レベル1の地震・津波」という。))と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波(以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。)(以下、本計画において、2つを併せて「レベル1・2の地震・津波」という。)に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったものによれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪10万人を超える死者数の発生が想定されている。

このほかに、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震へも注意を払っておく必要がある。

また、地震に対する対策は、別途「清水町地域防災計画(地震対策編)」において定める。以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

## 2 風水害

町内を横断する主要河川は、河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。

災害は予期されない事態によって起こるものであって、流域の開発の進展につれ、新しい災害も予想される。

梅雨時、秋雨時に前線活動がしばしば活発になり、大雨又は局地的豪雨による災害、台風接近又は上陸による暴風雨災害、またこれら豪雨による内水氾濫による浸水被害が予想される。

### 3 土石流・地すべり・がけ崩れ

町内で土砂災害警戒区域の土石流が2箇所、土砂災害警戒区域の急傾斜地が18箇所、土砂災害特別警戒区域の急傾斜地の崩壊が18箇所指定されている。大雨時、地震時には被害が予想され、十分な警戒が必要である。

なお、当町南部には、山腹崩壊危険地区も8箇所指定されている。

〈資料編 資料5-1 参照〉

### 4 火山噴火

「火山活動」とそれに伴う現象については、山頂からの噴火や山腹からの噴火があり、噴火の形態としては溶岩の流出や火山灰の噴出、水蒸気爆発、火砕流、泥流等などがあって、それに伴う災害の形態も多岐にわたる。

静岡県には、富士山、伊豆東部火山群があり、さらに隣接する地域に箱根山の活火山が存在する。特に伊豆東部火山群では、1989年（平成元）年に海底噴火活動が発生するなど、火山活動の推移には十分注意する必要がある。

また、富士山では、2000年（平成12）年10月から2001（平成13）年5月にかけて低周波地震が多発した。噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、富士山噴火を想定した対策が必要である。

### 5 火災

都市化による中高層建築物の急増、生活様式の多様化、危険物の保有施設の増加などにより火災の様相も複雑化し、消火の困難性とあいまって、多数の人命が脅かされるおそれがある。

### 6 原子力災害

原子力災害については、浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。

県では、国の原子力規制委員会の指針と、原子力規制委員会が公表した拡散シミュレーション結果を踏まえ、浜岡原子力発電所から半径約31km圏内を原子力災害対策重点区域と定めた。なお、過酷事故により、放射性物質が大量に大気環境に放出された場合には、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性があること、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮し、必要に応じ、原子力災害対策重点区域外についても、区域内と同様な原子力災害対策を実施するものとしている。

### 7 複合災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

当町の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永4年（1707年）10月28日に宝永地震（マグニチュード8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震に前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

## 第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置に加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備について定める。

また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ、防災対策を推進するとともに、国と連携し、地域防災力の向上に努めるものとする。

### 第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

区分	内容
町有通信施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県防災行政無線（静岡県防災通信管理室） 地上系、衛星系 2式</li> <li>・ 防災行政無線               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 固定系（同時通報用無線） 親局 1局、子局 28局</li> <li>(2) 移動系（移動無線） 統制局 1台、遠隔制御装置 4台、半固定型無線装置 4台、 車載型無線装置 10台、携帯型無線装置 80台</li> </ol> </li> <li>・ 衛星携帯電話 2台</li> <li>・ 防災相互無線 1台</li> </ul>
通信設備の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。</li> <li>・ 県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。</li> </ul>
防災関係機関等相互間の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</li> <li>・ 町は通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</li> </ul>
被災者等への情報伝達手段の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</li> <li>・ 県及び町は、災害時に孤立が予想される地域について、地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。</li> </ul>
障害のある方への情報伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</li> <li>・ 町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</li> </ul>

## 第2節 火災予防計画

## 1 主旨

消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、特に火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い被害の軽減を図る。

## 2 消防体制の整備

区分	内容
消防組織の確立	消防本部は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消防施設の整備	町は地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化充実を図り、消防態勢の万全を期するものとする。
消防団員の教育	町は、消防団員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。
消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>・町は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性についての団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。</li> </ul>
緊急消防援助隊の受援体制	消防本部は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

## 3 火災の予防対策

区分	内容
建物の不燃化の指導	町及び消防本部は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。
消防用設備等の整備指導	消防本部は、火災の早期発見、初期消火のため消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の整備	消防本部は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。
防火対象物の火災予防	消防本部は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。
住宅防火対策の推進	消防本部は、住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用防災機器の設置推進について積極的に指導する。

## 4 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して予防設備の整備等に総合的、広域的な推進を図る。

区分	内容
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。
防災知識の普及啓発	<p>県及び町は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。</p> <p>その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く県民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。</p>

5 火災気象通報の取扱い

消防法第22条第1項の規定より、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

区分	内容
火災気象通報の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。</li> <li>毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。</li> <li>注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】</li> <li>定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。</li> </ul>
火災警報の発表	<p>町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表し直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。</p>

第3節 防災資機材整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図り、必要に応じて緊急調達できるように入手経路を確立しておくものとする。

また、町は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

区分	内容
水防資材	杭木、空俵、縄、鉄線、蛸木、掛矢、担架、ショベル、つるはし、鋸、斧、ペンチ、照明具、救命綱
救助用資材	舟艇、担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、船外機、ゴムボート、救命用胴衣、携帯用無線、医療セット
給水用資材	給水車、給水用トレーラータンク、ろ水機、布製水槽
排土作業用資材	ショベル、ツルハシ、鋸、その他
その他	天幕、折たたみ式寝台、地下足袋、長ぐつ

第4節 道路災害防止計画

1 主旨

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路交通の危険防止を図ることを目的とする。

2 道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

- (1) 安全設備等の整備
- (2) 防災体制の確立(情報連絡を含む)
- (3) 異常気象時の通行規制区間の指定
- (4) 通行規制の実施及び解除
- (5) 通行規制の実施状況に関する広報

## 第5節 防災知識の普及計画

## 1 主旨

町は、国、関係機関等の協力を得つつ、災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう施策を講じる。

また、災害対策関係職員及び町民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、概ね次により行うものとする。

区分	内容
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。
町	<p>ア 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <p>イ 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</p> <p>ウ 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。</p> <p>エ 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</p> <p>オ 専門家(風水害にあっては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p>

## 2 普及の方法

町は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、防災に関する町民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区分	内容
学校教育、社会教育を通じての普及	<p>災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて防災教育の徹底を図る。</p> <p>また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</p>
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	町民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。
講演会等による普及	防災関係者及び町民等に対し、講演会等を適宜開催しその普及を図る。
町ホームページ、町防災アプリによる普及	町民等に対し、町ホームページや町防災アプリを通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得など災害から命を守るための知識の普及を図る。

3 普及内容

防災知識の普及に当たっては、周知徹底を図る必要のある事項を、重点的に普及するものとする。普及事項は概ね次のとおりである。

普及事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災気象に関する知識</li> <li>(2) 防災の一般的知識</li> <li>(3) 清水町地域防災計画の概要</li> <li>(4) 自主防災組織の意義</li> <li>(5) 災害危険箇所に関する知識</li> <li>(6) 災害時の心得             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害情報等の聴取方法</li> <li>イ 停電時の心構え</li> <li>ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底</li> <li>エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備</li> <li>オ 避難所の適正な運営</li> <li>カ その他災害の態様に応じ、取るべき手段、方法等</li> <li>キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について</li> <li>ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動</li> </ul> </li> <li>(7) 要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮</li> </ul>
------	---

4 町の実施事項

- (1) 町長は、職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。
- (2) 町は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震等の災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震等災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。
- (3) 啓発内容については、概ね県の例による。

第6節 住民の避難体制

1 主旨

町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び避難者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

2 避難地・避難路の周知啓発

町は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

## 3 避難地・避難路の安全性の向上

町は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、町は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

## (1) 避難地

- ①避難地標識等による住民への周知
- ②周辺の緑化の促進
- ③複数の進入口の整備

## (2) 避難路

- ①沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ②落下・倒壊物対策の推進
- ③誘導標識、誘導灯の設置
- ④段差解消、誘導ブロックの設置

## 4 避難所の指定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所(以下「避難所」という。)を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

## (1) 避難所の指定

避難所は、区単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ①町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平時から場所や収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- ②町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ③町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④町は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、町は、感染症対策について、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運

営に努めるものとする。

- ⑤町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。
- ⑥町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- ⑦町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- ⑧町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

## (2) 2次的避難所の整備

### ①福祉避難所

- ・町は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。
- ・町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- ・町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- ・町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- ・町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

## 5 避難位置、避難所等の施設管理

## (1) 町

町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

- ①避難所の管理者不在時の開設体制
- ②避難所を管理するための責任者の派遣
- ③災害対策本部との連絡体制
- ④自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(内閣府)を参考とする。

なお、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

## (2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡体制の構築を行う。

## (3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、町は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

## 6 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- 町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、町は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立退き避難・水平避難)を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。
- 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- 町は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

## 第7節 防災訓練

町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、及び住民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通して計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

町等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区分	内容
総合防災訓練の実施	<p>災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、県の実施する訓練に協力し、防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、概ね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施する。</p> <p>また、総合防災訓練では、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(1)水防 (2)消火 (3)交通規制  (4)道路啓開 (5)救出・救護 (6)避難・誘導  (7)通信情報連絡 (8)救助物資輸送 (9)避難所運営  (10)給水・炊出し (11)応急復旧 (12)遺体措置</p>
救助・救急関係機関の連携	<p>町及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p>
防災関係者等の訓練実施	<p>災害対策本部要員をはじめとした防災関係者は、各種災害知識を取得並びに体得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるように、実際に即した個別訓練並びに連携訓練を実施するものとする。</p>
非常通信訓練	<p>災害時において、災害地から災害対策本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</p>
防災訓練のための交通の禁止又は制限	<p>県警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で道路交通法に基づく交通規制を実施することができる。</p>
防災訓練実施後の評価等	<p>防災訓練実施後に評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。</p>

## 第8節 自主防災組織の育成

### 1 主旨

地震、風水害等の大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、警察等関係機関の防災活動が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動が必要であり、またこの活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

したがって、当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、合わせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

### 2 自主防災組織の概要

区分	内容
組織	自治会等を活用し、防災担当役員を設けて、防災活動が効果的に実施できる組織とする。 また、町は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。
編成	本部組織として、情報班、消火班、避難誘導班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。
活動内容	ア 平時の活動 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。 イ 災害時の活動 地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

### 3 推進方法

町は、地域住民に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分な意見交換を行い、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備について助成を行う。また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

### 4 研修会等の開催

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

5 町民の果たすべき役割

地震等の防災に関し、町民が果たすべき役割は極めて大きい。

また、町民は、自分たちの安全は自らの手で守る意識をもち、平時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

区分	内容
平時からの実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について耐震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強（耐震化）等 ク 家具その他落下転倒危険物の対策 ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の準備 コ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） サ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 シ 自動車へのこまめな満タン給油 ス 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え セ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 ソ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）
南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	ア 正確な情報の把握 イ 適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする避難行動要支援者に限る。）
警戒宣言発令時の実施事項	平時の準備を活かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 ア 正確な情報の把握 イ 災害予防措置 ウ 非常持出品の準備 エ 適切な避難及び避難生活 オ 自動車の運転の自粛
災害発生後の実施事項	ア 出火防止及び初期消火 イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 エ 自力による生活手段の確保

6 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

また、県や町と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平時から次の活動をするものとする。

区分	内容
防災知識の学習	正しい防災知識を一人ひとりが持つよう、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。

区分	内容
「防災委員」の自主防災組織内での活動	防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行う他、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として「自主防災地図の作成」、以下の諸活動の企画及び実施に参画する。
自主防災地図の作成	自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の適確化を図る。
自主防災組織の防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
自主防災組織の台帳の作成	<p>自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現供給及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿の整備に当たっては、民生委員・児童委員等との連携に努める。</p> <p>ア 世帯台帳（基礎となる個票）                      イ 避難行動要支援者名簿                      ウ 人材台帳                      エ 自主防災組織台帳</p>
防災点検の日の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
避難所の運営体制の整備	町の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」「避難所運営マニュアル」等を参考に避難所ごとに町及び避難所の施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。
防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。</li> <li>・この場合、町、消防団等と有機的な連携が図られるよう努めるものとする。</li> <li>・また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めることとする。</li> <li>・小中学生の参加促進が図られるよう努めるものとする。</li> </ul> <p>ア 情報の収集及び伝達の訓練                      イ 出火防止及び初期消火訓練                      ウ 避難訓練                      エ 救出及び救護の訓練                      オ 炊出し訓練                      カ 要配慮者の安否確認訓練・避難誘導                      キ 安否確認訓練（黄色いハンカチ作戦の実践）                      ク 避難所運営に関する訓練</p>
地域内の他組織との連携	地域内事業者の防災組織や地域における民生委員・児童委員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

## 7 町の指導及び助成

区分	内容
自主防災組織づくりの推進	町は、東部地域局と連携し、地域住民と防災対策について十分協議し、その地域にあった自主防災組織づくりを推進する。
自主防災に関する意識の高揚	町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。
組織活動の促進	町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	町は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。

## 8 自主防災組織と消防団との連携

- (1) 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。
- (2) 消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (3) 町は、消防団について、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実等に努めるものとする。

## 第9節 備蓄計画

災害の発生により被災した町民のために、食料及び寝具等の生活必需品の備蓄が必要である。現在、町役場、小中学校等に防災倉庫を設置し、防災資機材を備蓄している。自主防災組織に対しては、防災倉庫に資機材を支給し備蓄している。

備蓄品に関しては、万全の管理を行い、保存期限等のあるものは適宜、更新を行うものとする。

## 第10節 事業所等の防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平時から次の事項について努めなければならない。

- 1 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- 2 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。
- 3 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- 4 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、町が実施する防災に関する施策へ協力すること。

- 5 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

区分	内容
平時からの防災活動の概要	(1) 防災訓練 (2) 従業員等の防災教育 (3) 情報の収集、伝達体制の確立 (4) 火災その他災害予防対策 (5) 避難対策の確立 (6) 救出及び応急救護等 (7) 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 (8) 施設及び設備の耐震性の確保 (9) 予想被害からの復旧計画策定 (10) 各計画の点検・見直し
防災力向上の促進	町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 また、町は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
事業継続計画（BCP）の取組	事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

### 第11節 地域住民及び事業者における防災活動に関する計画（地区防災計画）

町内一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（同節において「地区住民等」という。）が共同して行う防災訓練、地区住民等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区住民等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画として定めることができる。ただし、地区防災計画の内容が町地域防災計画に抵触しないよう、町と調整を図るものとする。

町防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

町地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区住民等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めるものとする。なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の統合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第12節 ボランティア活動に関する計画

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図るものとする。また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その環境整備を図るものとする。

区分	内容
ボランティア活動の支援	<p>町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>町は、清水町社会福祉協議会及びボランティアコーディネーター等と協力して、地域の災害ボランティア団体を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。</p> <p>また、町は県と協力して災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティアコーディネーターとの連携に努めるものとする。</p> <p>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織との連携強化に努めるものとする。</p> <p>静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、「静岡県総合社会福祉会館シズウエル」に設置する。</p> <p>町は災害ボランティアセンターの設置予定場所を町地域防災計画に明記するよう努める。</p> <p>災害ボランティアセンターは、清水町社会福祉協議会が、清水町福祉センターに設置する。</p> <p>また、被害状況に応じて、別途、サテライトセンターを設置する。</p> <p>町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</p>

第13節 要配慮者支援計画

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

1 町の要配慮者支援体制

- 町は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。
- 地域においては、町のみではなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

行政機関	警察、消防等
地域組織	自主防災会等
福祉関係者 福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等

## 2 避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等

- 町は、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。
- 町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。
- 町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- 町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防、警察、民生委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。
- 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 町は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該町の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- 町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

## 避難行動要支援者名簿

## (1) 掲載する者の範囲

生活の基盤が在宅の者で、以下の要件に該当する者のうち、自ら避難することが困難な者

ア 一人暮らし高齢者及び高齢者のみで構成される世帯のうち、民生委員・児童委員が避難行動要支援者として判断した者

イ 介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者。

ウ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種に該当する者

エ 療育手帳の交付を受けている者のうち、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種に該当する者

オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

- カ 自立支援医療受給者証の交付を受けている者
- キ 特定疾病医療受給者証の交付を受けている者
- ク 前各号に準ずるもので、民生委員・児童委員が避難行動要支援者と判断した者

(2) 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、新たに要介護認定や障害認定を受けた者等のうち避難行動要支援者に該当する者を把握し、また、転居や死亡等の異動による変更等を確認し、名簿を毎年更新するものとする。

(3) 名簿のバックアップ

災害規模等によっては、町の機能が著しく低下することを考え、データ管理については、バックアップ体制を築くよう努める。また、災害時の停電も考慮し、福祉担当課、防災担当課等でそれぞれ紙媒体により最新の情報を保管するものとする。

(4) 情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

避難支援等関係者は、情報漏えいを防止するため次の措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者に関する情報を無用に共有、利用しないこと。

イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを認識すること。

ウ 受け取った名簿を施錠可能な場所へ保管すること。

エ 受け取った名簿を必要以上に複製しないこと。

オ 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定すること。

・町は、名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な管理を図れるよう適切な措置を講ずる。

カ 避難行動要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援関係者に限り提供すること。

キ 名簿情報の取扱い状況を報告させること。

ク 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

3 防災訓練

町は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

4 人材の確保

町は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

5 協働による支援

町は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

6 地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合を図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用を図られるよう努めるものとする。

7 避難支援等関係者等の安全確保

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

8 観光客の安全確保

町は、県、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、市町が行う観光客への安全対策を促進するものとする。

9 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第14節 救助・救急活動に関する計画

区分	内容
救助隊の整備	消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。
保健医療福祉調整本部の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）を速やかに設置できるよう体制を整備する。</li> <li>県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</li> </ul>
保健医療福祉調整本部の総合調整	町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

第15節 応急住宅・災害廃棄物処理

区分	内容						
応急住宅	<table border="1"> <tr> <td>応急仮設住宅等</td> <td>建設型応急住宅</td> <td>町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃貸型応急住宅</td> <td>町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にありとせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</td> </tr> </table>	応急仮設住宅等	建設型応急住宅	町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。		賃貸型応急住宅	町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にありとせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
	応急仮設住宅等	建設型応急住宅	町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。				
		賃貸型応急住宅	町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にありとせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。				
公営住宅							
災害廃棄物処理	<p>町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>町は、国及び県とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</p>						

## 第16節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</li> <li>・町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</li> <li>・町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</li> </ul>
重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平時から点検、訓練等に努めるものとする。 特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</li> <li>・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</li> <li>・町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機械の増大に努めるものとする。</li> <li>・町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は(以下「浸水想定区域」という。)、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。</li> </ul>
ライフライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。</li> <li>・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</li> <li>・町、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</li> </ul>

## 第17節 被災者生活再建支援に関する計画

区分	内容
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>町は、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</li> <li>研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</li> </ul>
実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPOなど民間のコーディネートを行う災害中間支援組織等との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行う「被災者支援連絡会」を設置し、平時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施する。</li> <li>町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり罹災証明の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練</li> <li>イ 他の地方公共団体や、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結</li> <li>ウ 応援の受入体制の構築</li> </ul> </li> </ul>
システムの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>町は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</li> </ul>

## 第18節 町の業務継続に関する計画

区分	内容
業務継続体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</li> <li>実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</li> </ul>
業務継続計画等において定めておく事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>町は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</li> <li>○ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</li> <li>○ 電気・水・食料等の確保</li> <li>○ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</li> <li>○ 重要な行政データのバックアップ</li> <li>○ 非常時優先業務の整理</li> </ul> </li> </ul>

### 第19節 複合災害対策

- 1 町は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- 2 町は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。
- 3 町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

### 第20節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

### 第21節 災害に強いまちづくり

町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注）※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制等が、※2の例として多自然川づくり等の取組が挙げられる。

町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

町は、平時から、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

町は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 総則

#### 1 主旨

この計画は、町が指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力を得て実施する災害応急対策に係る計画とし、概ね次の場合の措置とする。

##### 町が実施する措置

- (1) 災害対策基本法（以下、この章において「法」という。）第5条（市町村の責務）の規定に基づき、町の責務として実施する場合の措置
- (2) 法第62条（市町村の応急措置）
- (3) 法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要請する場合の措置
- (4) 法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事等に対して応援を要請する場合の措置及び第68条の2（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置
- (5) 法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）

#### 2 町地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第42条（市町村地域防災計画）では、町地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。

町地域防災計画は、県と協力し、町が災害応急対策を実施するに当たって配慮すべき事項について定める。

#### 3 町等が行う措置

法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき、町及び消防本部が行う応急措置は概ね次のとおりとする。

##### 町が行う措置

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

#### 4 防災業務計画と町地域防災計画との関係

町地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

5 この計画を理解し実施するための留意事項

区分	内容
関係法令との関係	<p>法第10条（他の法との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。</p>
相互協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第4条(都道府県の責務)、法第5条(市町村の責務)、法第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、法第7条(住民等の責務)及び法第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。</li> <li>・この計画の運用についても関係機関はもとより公共の団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。</li> <li>・町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣の地方公共団体に加え、大規模な災害等による同時災害を避ける観点から遠方に所在する地方公共団体と締結した協定に基づく物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の維持に努めるものとする。</li> <li>・ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町、ライフライン事業者等は、県及び関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</li> </ul>
町の配慮すべき事項	<p>ア 要請について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長は、町地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。</li> <li>・連絡要請は電信・電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。</li> </ul> <p>イ 関係者への連絡周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長は、県が計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うにあたり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者または物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。</li> </ul>
応援の指揮系統	<p>法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援に従事する者は町長の指揮の下に行動するものとする。</p>
協力要請事項の正確な授受	<p>要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受託に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のための事後責任の所在が不明確になりがちであるので、町、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の清算に支障がないよう留意するものとする。</p> <p>ア 機関名 イ 所属部課名 ウ 氏名</p>

区分	内容
従事命令等の発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。
標示等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示を設置するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知事による応急措置の代行	法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、町長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、町地域防災計画の定めるところにより行うものとする。
経費負担	災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 県が町長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の清算は応援又は供給をした都道府県、市町村若しくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により清算するものとする。
活動体制	町は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

## 第2節 組織計画

### 1 主旨

この計画は、町の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

### 2 本部設置前の体制

地震、台風、集中豪雨等の大規模な災害や事故の発生するおそれのある場合は副町長（不在時は教育長）の指示により各課長（不在時は課長補佐及び係長）（以下全てこの体制とする。）は事前に必要な措置を講ずるものとする。時間外又は休日における災害の情報はくらし安全課長が受領し、副町長にその指示を受ける。

### 3 災害対策組織

組織名等	概要
清水町防災会議	ア 編成・・・清水町防災会議条例の定めるところによる。 イ 運営・・・清水町防災会議条例及び清水町防災会議運営要綱の定めるところによる。
事前配備体制	災害発生が予想される場合は、緊急配備体制連絡表に基づき、事前配備体制をとるものとする。ただし災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。
清水町災害対策本部	ア 編成 清水町災害対策本部の編成は、資料「清水町災害警戒（対策）本部の組織」の定めるところによる。 イ 設置基準 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるとき。 ウ 運営 清水町災害対策本部条例及び清水町災害対策本部規則の定めるところによる。 エ 事務分掌 清水町災害対策本部編成表による各部の事務分掌は資料「清水町災害対策本部組織事務分掌」による。

組織名等	概要
清水町水防本部	水防本部の組織に関し、必要な事項は「風水害対策編 第3章第5節 水防計画」の定めるところによる。 ただし災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。水防本部の組織及び編成は、「清水町水防計画書」のとおりとする。
その他	ア 標識 本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。 イ 本部職員の証票 本部職員の証票は、町職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

4 職員動員及び配備

(1) 災害時の配備基準

ア 予想できる災害の配備体制

区分	種別	配備基準	配備内容
災害対策本部設置前	事前配備体制	1 具体的な災害応急活動を必要とするに至るまでには、まだかなり時間的余裕があり、少人数で対応が可能と判断したとき 2 災害応急活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には災害応急活動の開始が考えられるとき	1 暮らし安全課（全員） 2 建設課（全員） 3 総務班（全員） 4 都市計画課（全員） 5 広報・通信班（班長含む） 6 避難所班（班長含まない）
	第1次配備体制	1 災害応急活動を必要とする事態の発生が予想されるとき 2 本部長（町長）	1 本部長 2 副本部長 3 本部員 4 事前配備体制職員 5 管理職以上の男性職員及び産業観光課職員（全員） 6 その他必要な職員
	第2次配備体制	事態が切迫し、災害応急活動の規模が大きくなるおそれがあり、第1次配備体制では処理しかねると考えるとき	1 本部長 2 副本部長 3 本部員 4 第1次配備体制職員 5 男性職員全員 6 管理職以上の女性職員及び救助対策部の女性職員 7 その他必要な職員
	第3次配備体制	現に災害が発生しつつあり、かつ相当な被害が発生するおそれがあるとき	全員
	非常救助体制	大規模な災害が発生したとき、その他の状況により本部長（町長）が指令したとき	全員

\*各体制とも本部長の指示により要員を増減することができる。

配備基準による配備体制は資料「清水町災害警戒（対策）本部の組織」のとおりである。

イ 不測の事態による災害の配備体制

区分	種別	配備基準	配備内容
災害対策本部設置前	突発的災害応急体制	通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他の状況により町長が指令したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長</li> <li>・副町長、教育長</li> <li>・各課（局）長</li> <li>・総務課</li> <li>・くらし安全課</li> <li>・企画課</li> <li>・建設課</li> <li>・その他必要な職員</li> </ul>
災害対策本部設置後	第1次配備体制	原則として、上記の体制から移行されるもので、本部長（町長）が状況により指令する	同上
	第2次配備体制	事態が切迫し、救急・救助活動の規模が大きくなるおそれがあり、第1次配備体制では処理しきれないとき又は住民が避難活動を実施しなければならないとき	全員
	第3次配備体制	現に災害が拡大しつつあり、かつ相当な被害が発生するおそれがあるとき	全員
	非常救助体制	大規模な災害が発生したとき、その他の状況により本部長（町長）が指令したとき	全員

※ 各体制とも本部長の指示により要員を増減することができる。

第3節 動員計画

1 主旨

この計画は、町長が動員を命令し、又は要請する場合の対象者、実施時期及び実施方法等を明らかにして、応急措置を実施するため必要な人員を確保することを目的とする。

2 動員の実施基準

区分	内容
動員の時期	<p>町長が配備基準及びその他の状況により必要と認めたととき行うものとする。</p> <p>県は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。</p>
動員対象者及び応援要請対象者	<p>ア 町職員</p> <p>イ 消防本部職員</p> <p>ウ 消防団員</p> <p>エ 県職員</p> <p>オ 警察官</p> <p>カ 自衛官</p> <p>キ 交通指導員</p> <p>ク 医師、歯科医師又は薬剤師</p> <p>ケ 保健師、助産師又は看護師</p> <p>コ 輸送業者、水道工事業者又は土木・建築業者及びこれらの者の従事者</p> <p>サ 関係機関</p>

3 実施方法

区分	内容								
町職員の動員	町長の指示により「第2節 組織計画」に定めるところによる。								
消防本部の 応援動員要請	消防職員の応援動員を必要とする場合は、清水町消防署長に対し出動を要請する。								
消防団の 動員要請	<p>ア 動員は原則として、消防団長に対して次の事項により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 動員を要請する分団名</li> <li>(イ) 動員規模</li> <li>(ウ) 期間</li> <li>(エ) 作業内容及び作業場所</li> <li>(オ) 装具等</li> <li>(カ) 集合時間及び集合場所</li> <li>(キ) その他必要と認める事項</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次動員</td> <td>団員総数の15%に当たる規模の動員</td> </tr> <tr> <td>第2次動員</td> <td>// 40% //</td> </tr> <tr> <td>第3次動員</td> <td>// 80%以上 //</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 動員能力は、次の区分によるものとする。</p>	区分	規模	第1次動員	団員総数の15%に当たる規模の動員	第2次動員	// 40% //	第3次動員	// 80%以上 //
区分	規模								
第1次動員	団員総数の15%に当たる規模の動員								
第2次動員	// 40% //								
第3次動員	// 80%以上 //								
警察官の 応援動員要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、沼津警察署長に対し出動を要請する。								
自衛隊の 派遣要請の要求	自衛隊の派遣に関する事項は、「第29節 自衛隊派遣要請要求の計画」の定めるところによる。								
交通指導員の 応援動員要請	交通指導員の応援動員を必要とする場合は、交通指導員会長に対し出動を要請する。								
医師及び 看護師等の 応援動員要請	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師等の応援動員に関し必要な事項は、「第14節 医療・助産計画」の定めるところによる。								
輸送業者、 土木・建設業者 及び これらの従業者 の応援動員要請 (従事命令を含む)	応援動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、動員対象業者又は個人に直接、若しくは業者の所属する業者組合等に対して行う。								
関係機関への 協力要請	<p>災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、前各号の動員のみでは不足する場合には、法第30条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあっせんを求めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 派遣のあっせんを求める理由</li> <li>イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数</li> <li>ウ 派遣を必要とする期間</li> <li>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</li> <li>オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項</li> </ul>								

区分	内容
受入体制の確立	<p>(1) 町長はすべての動員者の作業が効率的に行われるよう、受入体制に支障のないよう措置するものとする。</p> <p>(2) 応援動員を受ける町は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を確立しておくとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。</p> <p>(3) 町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</p> <p>(4) 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>(5) 町は、あらかじめ人的応援の受け入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。</p>
職員の応援	<p>(1) 町は、職員が現地において円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町応援機動班 県は大規模な被害が見込まれる市町の応急対策を支援するため、必要に応じて市町に職員を派遣する。 派遣された職員は、市町が実施する災害対策全般を支援するとともに、県への支援を要する業務を確認し、県本部及び方面本部に報告する。 必要に応じて被災現場の情報を収集し、写真や動画等を用いて、市町本部、県本部及び方面本部に報告する。</p> <p>(3) 技術職員 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</p>

第4節 応援・受援計画

町長が応援を指示もしくは命令し、又は要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 実施方法

区分	内容
町職員の応援	<p>職員の動員に関する非常連絡体制の確立を図り、災害に即応できる体制を整備するため、連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとし、おおむね次のとおり措置するものとする。</p> <p>ア 土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>イ 総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に、中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</p> <p>ウ 動員は、町長の命により総務班長が行い、動員の状況を町長に報告する。</p> <p>エ 各班長は、各班の実情に応じた動員の方法を定めておくものとする。</p> <p>オ 動員は、デジタル地域防災無線及び電話等により行うものとする。</p> <p>カ 動員について、各班に調整がある場合は、町長が行うものとする。</p> <p>資料 20 職員動員伝達連絡伝達系統図</p>
消防署の動員要請	消防職員の動員要請は、清水町消防署長に対して行う。
消防団員の応援動員要請	応援動員は原則として、消防団を統括する消防団長に対して行う。
警察官の応援動員要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、沼津警察署長に対し出動を要請する。
自衛隊の派遣要請	自衛隊の派遣要請に関する事項は「第 29 節 自衛隊派遣要求計画」の定めるところによる。
医療助産関係者の応援動員要請 (従事命令を含む)	医師、薬剤師及び看護師の応援動員に対し必要な事項は「第 14 節 医療・助産計画」の定めるところによるものとする。
輸送業者、大工、左官、土木業者等の応援動員 (従事命令を含む)	動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、動員対象業者又は個人に直接、若しくは業者の所属する業者組合等に対して行う。

区分	内容	
	知事等に対する 応援要請等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他応援に関し必要な事項</li> </ul> </li> <li>• 町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</li> <li>• 町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</li> </ul>
町	他の市町長に 対する応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町長は、地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。</li> <li>• 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</li> </ul>
	県から町に 対する応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 知事は、町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をすることとなっている。</li> <li>• 知事は町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し次の事項を示して町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行うこととなっている。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他応援に関し必要な事項</li> </ul> </li> </ul>

区分	内容
<p>関係機関等への 協力要請</p>	<p>(1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 派遣を要請する理由</li> <li>イ 派遣を要請する職員の職種別人員数</li> <li>ウ 派遣を必要とする期間</li> <li>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</li> <li>オ その他職員の派遣について必要な事項</li> </ul> <p>(2) 災対法第 30 条の規定に基づき、知事に対し次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあっせんを求めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 派遣のあっせんを求める理由</li> <li>イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数</li> <li>ウ 派遣を必要とする期間</li> <li>エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件</li> <li>オ その他職員の派遣について必要な事項</li> </ul> <p>(3) 災対法第 68 条の規定に基づき、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他応援に対し必要な事項</li> </ul> <p>(4) 災対法第 67 条の規定に基づき、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他応援に対し必要な事項</li> </ul> <p>(5) 上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</p>
<p>動員中の 指揮系統</p>	<p>動員中の指揮系統は町長の下におくものとし、それによることが不可能又は困難の場合、若しくは適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。</p>

区分	内容
受入体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>町はすべての応援動員者の作業が効率的に行われるように受入体制に支障のないよう措置するものとする。</li> <li>動員により応援を受けた町は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。</li> <li>町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</li> <li>さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</li> <li>町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</li> <li>町は、あらかじめ人的応援の受け入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。</li> </ul>

## 第5節 通信情報計画

### 1 主旨

この計画は、町、県及び関係機関との通信系統及び町の実施すべき事項を明らかにして情報連絡が円滑に行われるよう措置することを目的とする。

なお、町、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

また、事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的災害である場合には、当面「第33節 突発的災害に係る応急対策計画」により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

### 2 実施事項

区分	内容
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>県(災害対策本部)から通知される気象等情報の受理は、町災害対策本部(災害対策本部設置前においては、町警戒本部、若しくは防災担当課)において受理する。</li> <li>気象等情報は、同時通報用無線、有線放送、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。</li> </ul>
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等をあらかじめ定めておくものとする。</li> <li>災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。</li> <li>町職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。</li> <li>危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</li> </ul> <p>ア 被害状況 イ 避難の指示又は警戒区域設定状況 ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況 エ 物資の価格、役務の対価動向 オ 金銭債務処理状況及び金融動向</p>

区分	内容						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>カ 避難所の設置状況</li> <li>キ 避難生活の状況</li> <li>ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況</li> <li>ケ 応急給水状況</li> <li>コ 観光客等の状況</li> </ul>						
<p>情報収集方法等</p>	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p> <p>特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="488 593 1382 898"> <tr> <td data-bbox="488 593 719 683">派遣による収集</td> <td data-bbox="719 593 1382 683">災害発生後、直ちに職員を派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 683 719 763">自主防災組織等を通じての収集</td> <td data-bbox="719 683 1382 763">自主防災組織等を通じ、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 763 719 898">参集途上の職員による収集</td> <td data-bbox="719 763 1382 898">勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の被害概況について、情報収集を行う。</td> </tr> </table>	派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	自主防災組織等を通じての収集	自主防災組織等を通じ、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の被害概況について、情報収集を行う。
派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。						
自主防災組織等を通じての収集	自主防災組織等を通じ、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。						
参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の被害概況について、情報収集を行う。						
<p>県等への報告・要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後に適宜、定められた様式・手順により被害速報（随時）及び定時報告、確定報告を県に報告する。</li> <li>・「県情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、災害対策本部にも報告する。</li> <li>情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 緊急要請事項</li> <li>イ 被害状況</li> <li>ウ 町の災害応急対策実施状況</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・消防機関への通報が殺到した場合及び当町の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。</li> <li>・知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。</li> <li>・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</li> </ul>						

3 情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

また、災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため県、町及び防災関係機関を結ぶ通信系統は「資料 情報通信系統図」とする。

区分	内容
防災行政無線	主として町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。
自主防災組織を通じた連絡	主として町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。
広報車等の活用	

4 被害状況の報告

区分	内容
知事に対する報告	<p>町は、静岡県災害対策本部東部方面本部長（東部地域局長）（以下「県東部方面本部長」という。）を経て、県災害対策本部長（知事）（以下「県本部長」という。）に被害状況を報告する。</p> <p>ただし、「県東部方面本部長」に連絡がつかない場合は、「県本部長」に「県本部長」に連絡がつかない場合は、内閣総理大臣に報告する。</p> <p>ア 被害速報（随時）</p> <p>町長は、災害が発生した時から応急措置が完了するまで被害報告は、「被害程度の認定基準」に基づき資料「被害速報（随時）」により、県東部方面本部長を経て、本部長（知事）に報告する。</p> <p>また、被害状況を早急に把握するため、町長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し県東部方面本部長に報告する。</p> <p>ただし、県東部方面本部長に連絡がつかない場合は直接県本部長（知事）に、本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡が付き次第、本部長（知事）及び県東部方面本部長にも報告する。</p> <p>イ 定時報告</p> <p>町長は、資料「被害状況集計表」により、県東部方面本部長に定時の被害状況を報告するものとする。町長は可能な限り最新の被害状況を資料「災害定時及び確定報告書」により把握しておくものとする。</p> <p>ウ 確定報告</p> <p>町長は、被害状況確定後速やかに資料「災害定時及び確定報告書」により県東部方面本部長を経由して、県本部長に文書をもって報告するものとする。</p> <p>エ 知事に対する要請</p> <p>知事に対しての要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。</p>

区分	内容
内閣総理大臣に対する報告	法第53条第1項の規定に基づき、町が県に報告できないため内閣総理大臣に報告すべき災害は、 ア 町が災害対策本部を設置した災害 イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。
清水町防災会議に対する報告	必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、清水町防災会議に報告するものとする。
その他	行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

5 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等が発見した通報を受けた町は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

6 非常通信無線の活用

災害の発生により、優先通信回線の利用ができなくなった場合、防災行政無線移動系、地域防災無線及び防災関係各機関等の非常通信無線を最大限に活用し、非常の際における通信連絡網の確立を図る。

7 通信不能の場合

災害規模が大きく、通信施設がその機能を失った場合は、自転車、バイク、徒歩等により万難を排してその確保に努めるものとする。

8 通信連絡の混乱防止

大規模な自然災害が発生した場合、あるいは警戒宣言が発令されるなど大災害が予想される場合は、全国から電話がかけられ、電話の輻輳が考えられる。この場合、緊急かつ重要な通報を確保するため、町の同時通報用無線により町民に対して電話利用についての自粛の広報を行う。また、実施はNTT西日本株式会社により連絡があってから実施するものとする。

9 防災関係機関相互の連携体制の構築

- ・町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。
- ・町及び防災関係機関は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

第6節 災害広報計画

1 主旨

この計画は、災害時における報道機関及び関係機関との協力体制を定め、町民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、人心の安定を図るとともに必要に応じて県に対しても災害情報資料を提供し、広報活動の万全を期することを目的とする。

その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、町外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

町及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

2 町の実施事項

区分	内容
広報事項	<p>町災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ要領に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。</p> <p>広報事項の主なものは、次のとおりである。</p> <p>ア 気象、地象、水象に関する情報</p> <p>イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震に関する注意の喚起</p> <p>ウ 電気、ガス、水道、電話、道路等の被害状況及び復旧見込み</p> <p>エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報</p> <p>オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み</p> <p>カ 人心安定のための町民に対する呼びかけ</p> <p>キ 自主防災組織に対する活動実施要請</p> <p>ク その他、社会秩序保持のための必要事項</p>
報道機関に対する協力	<p>町災害対策本部が報道機関に対応する場合の総括責任者は広報班長（企画課）がその窓口となり対応するものとする。</p>
広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同時通報用無線、町用防災行政無線（戸別受信機を含む。）、町ホームページ、広報車、エリアメール、緊急配信メール、有線放送、コミュニティFM、IP通信網、CATV、広報車等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</li> <li>・地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る</li> <li>・自主防災組織を通じた連絡</li> <li>・停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。</li> </ul>
県に対する広報の要請	<p>県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。</p>
被災者の安否に関する情報の提供等	<p>町は、県と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努める。</p> <p>また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（静岡県地域防災計画資料編Ⅰ13～15）に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。</p>

### 3 経費負担区分

区分	内容
広報媒体の活用の場合の経費	<p>町がラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時において、その都度協議して定める。</p>
県から広報事項の受領をした場合の経費	<p>県から広報事項の受領をした場合の経費は、受領時においてその都度協議して定める。</p>
報道機関から収集する災害記録写真の経費	<p>報道機関から災害記録を収集する場合に要する経費は、町が負担するものとする。</p>

第7節 災害救助法の適用計画

1 主旨

この計画は、災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、町において具体的に災害救助法適用対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

区分	内容
適用基準	(1) 清水町区域内において、住宅滅失世帯60世帯以上であるとき。 (2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、清水町内で前記の半数以上の世帯の住家が滅失したとき。 (3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、罹災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。 (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 被害世帯の算定基準

区分	内容
被害世帯の算定	前記の2(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
住家の滅失等の認定	ア 滅失（全壊・全焼・流失） 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損害が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。 (イ) 住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 イ 半壊半焼 住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (ア) 損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。 (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの。 (ア) 前記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。 (イ) 土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないもの。

区分	内容
世帯及び住家の単位	<p>ア 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>イ 住家 現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。</p>

4 災害救助法の適用手続

区分	内容
町の報告	町はその区域内に災害が発生した時は、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告しなければならない。
県における適用手続き	<p>ア 知事は町長からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めるときは、「災害救助法」の適用等について内閣総理大臣に報告するとともに、当該市町及び県関係部局に通知するものとする。</p> <p>イ 「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。</p>

第8節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、町長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

① 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報 (警報級の可能性) ※1 (気象庁が発表)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</li> </ul>
警戒レベル2	大雨注意報・ 洪水注意報・ 高潮注意報 (警報に切り替える可能性に言及されていないもの) (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意情報</li> <li>・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意)</li> <li>・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)</li> <li>・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</li> </ul>
警戒レベル3	高齢者等避難 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報</li> <li>・洪水警報</li> <li>・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒)</li> <li>・大雨警報(土砂災害)</li> <li>・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒)</li> <li>・高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)</li> </ul> ※2	危険な場所から高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい</li> </ul>
警戒レベル4	避難指示 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報</li> <li>・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(危険)</li> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(危険)</li> </ul>	危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。</li> <li>・避難地への立退き避難に限らず、友人・知人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階にとどまる(退避)等により「屋内安全確保(垂直避難)」を行う。</li> </ul>

警戒レベル5	緊急安全確保 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報</li> <li>・(大雨特別警報(浸水害)) ※2</li> <li>・(大雨特別警報(土砂災害)) ※2</li> <li>・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(災害切迫)</li> <li>・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(災害切迫)</li> <li>・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)(災害切迫)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・命の危険 直ちに安全確保</li> <li>・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。</li> </ul>
--------	-------------------	--	---

- 注1 町長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- 注2 町長が発令する避難情報は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注3 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 注4 ※1の「早期注意情報(警報級の可能性)」は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
- 注5 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、町長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

② 実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

a 町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込るとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

b 町長は、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事による避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関する助言を参考にするとともに、これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

なお、町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第60条により、知事が避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行うものとされている。

c 町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

d 町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

e 町長による避難の指示ができない場合、又は、町長から要求した場合は、関係法令により次の者が避難の指示を行うことができるとされている。

- ・警察官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。
- ・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。
- ・水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。

#### イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

##### (1) 住民への周知

町長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

##### (2) 避難者の誘導等

###### ① 町

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、町は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

###### ② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

###### ③ 避難路の確保

町及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

##### (3) 警戒区域の設定

○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

○ 法第63条第2項、第3項の規定により警察官又は自衛官は、町長の職権を行うことができるとされている。この規定により警戒区域が設定された場合は、町長はその旨の通知を受けるものとする。

また、町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により知事が町長に代わり警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施するとされている。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

- 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。
- 町は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（資料編Ⅰ13～15）に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。
- 町は、区域内における関係機関による救出活動について、必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。
- 自主防災組織、事業所等及び町民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- 自衛隊の救出活動は「第29節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより行う。
- 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。</li> <li>• 職員を動員し負傷者等を救出する。</li> <li>• 町長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。</li> <li>• 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。</li> <li>• 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul> </li> </ul>
自主防災組織、事業所等	<p>自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</li> <li>②救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。</li> <li>③自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</li> <li>④自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救出を図る。</li> <li>⑤救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとりその指導をとりその指導を受けるものとする。</li> </ul>

3 避難地への避難誘導・運営

区分	内容
避難地への町職員等の配置	町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	<p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p><b>要避難地区で避難を要する場合</b></p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに町職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p><b>その他の区域で避難を要する場合</b></p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>
幹線避難路の確保	町は、職員の派遣及び消防職員・警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要請等により避難地に配置された町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集</li> <li>イ 地震等に関する情報の伝達</li> <li>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</li> <li>エ 必要な応急救護</li> <li>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</li> </ul> </li> <li>・町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</li> </ul>

4 避難所の開設・運営等

町長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても

提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(1) 避難所の開設

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

① 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難指示が発せられた場合

(イ) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

② 避難所の管理、運営の留意点

町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

オ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他 当面必要とされる物資の配給及び快適なトイレ設置、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置の状況等の把握

カ 避難行動要支援者への配慮

キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養

バランスのとれた適温の食事や入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施

- ク 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワースystem等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮
- ケ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- コ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- サ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）
- シ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティの人、乳幼児、外国人等の要配慮者への配慮
- ス 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
- セ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- ソ 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、各活動班への男女両方の配置、防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置、仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、性別や世代等を問わないニーズへの配慮
- タ 避難所における人権と安全を守るため、女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- チ 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- ツ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- テ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等、NPO、ボランティアとの定期的な情報交換を行うこと
- ト 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 避難所の早期解消のための取組等

町は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、町は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、町は県、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 町長の要請事項

(1) 県への要請事項

- 町長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区分	内容	
避難の場合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間	エ 輸送手段 オ その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ その他必要事項（災害発生原因）	

(2) 町長の県管理施設の利用

- 町長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

6 物資の備蓄、調達、供給関係

- 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。
- 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。  
特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段を確保する。
- 町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- 町は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。
- 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

7 避難行動要支援者への支援

町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

町は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、個別避難計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、町は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

イ 被災状況の把握

町は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

② 福祉ニーズの把握

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、情報の提供についても十分配慮する。

① 在宅福祉サービスの継続的提供

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

② 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

8 広域避難・広域一時滞在

○ 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、告示した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

○ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、町は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

- 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- 町は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- 町は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。
- 町は、広域一時滞在の受入市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。
- 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子力災害に係る広域避難については、「浜岡地域原子力災害広域避難計画」(静岡県作成)に定めていることから、清水町の安全が確保され県から要請があった場合は、UPZ内の避難住民を一時受け入れるものとする。

区分		内容
県内市町村への避難	町が被災した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。</li> <li>・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。</li> </ul>
	町が被災市町村を受入れる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町は、広域避難を受入れる場合、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。</li> <li>・ 町は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</li> </ul>
	県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力(施設数、施設概要等)の助言を行う。
県外への避難	町が被災した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。</li> <li>・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。</li> </ul>
	県	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第9節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項を定める。

区分		内容
同行避難動物への対応	県	避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。
	町	ア 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
	飼い主	ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合は、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。
放浪動物への対応	県	市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。
	町	ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 飼い主からの飼い猫の保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
	飼い主	ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。

※同行避難:災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。

避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第10節 食料供給計画

1 主旨

この計画は、災害により、日常の食事に支障がある罹災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、町の実施事項を定め、食糧供給に支障がないように措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

2 実施主体と実施内容

応急食料の確保計画量	町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。</li> <li>・応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調達又はあっせんを必要とする理由</li> <li>イ 必要な食料の品目及び数量</li> <li>ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</li> <li>エ 連絡課及び連絡責任者</li> <li>オ 荷役作業員の派遣の必要の有無</li> <li>カ 経費負担区分</li> <li>キ その他参考となる事項</li> </ul> </li> <li>・応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</li> <li>・避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。</li> </ul>
町民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。</li> <li>・自主防災組織は町が行う応急食料の配分に協力する。</li> <li>・自主防災組織は必要により炊き出しを行う。</li> </ul>
農林水産省	県から応急食料の調達について協力要請があった時は、応急食料をあっせんし又は調達する。

3 災害救助法に基づく実施事項

区分	内容
食料給与の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難所に避難した者</li> <li>イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼または床上浸水等であって、炊事のできない者</li> <li>ウ 旅館等の宿泊人、一般家庭の来訪者等</li> <li>エ 被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせがない者</li> </ul>
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 主食 米、弁当、乾パン、パン、麺類、インスタント食品等の主食</li> <li>イ 副食（調味料を含む）</li> </ul>

区分	内容
対象経費	ア 主食費 (ア) 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀 (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 イ 副食費（調味料を含む） ウ 燃料費 エ 雑費 (ア) 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上 (イ) アルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費
費用の限度	災害救助法による。
実施期間	災害の発生の日から7日以内。ただし、期間内に炊き出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、必要に応じ知事と協議をして、必要最小限の期間の延長をすることができる。

#### 4 応急食料調達給与の方法

##### (1) 応急食料給与の方法

区分	内容
実施者	町において炊出し等食料品の給与を実施する場合、町長は災害対策本部より責任者を指名し、各現場にそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の適正、円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようにするものとする。
食料給与の方法	責任者は、応急食品の給与に際して実施期間、罹災者の実態、施設の状態等を勘察し、炊出しの実施、パンの給与等適当な方法により実施するものとする。 (ア) 配給品目は米穀、主食及び副食とする。 (イ) 配給数量は1人1日3食
対象者その他	災害救助法の食品給与の実施基準によるものとする。
炊出しの実施場所	炊出しは避難所内、又はその近くの適当な場所を選び女性団体等の協力により実施する。

##### (2) 応急食料調達方法

区分	内容
応急食料調達方法	応急食料の調達は原則として食料販売業者と「協定書」を交し、災害時に対処するものとする。
応急食料の輸送措置	調達した応急食料の輸送については、原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先業者等において措置できないときは「第20節 輸送計画」に基づき措置するものとする。

#### 5 交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

第11節 衣料、生活必需品、その他物資及び燃料供給計画

1 主旨

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被害者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料等を確保するため、町の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内容
物資の確保 計画量	町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。</li> <li>・物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。町長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調達又はあっせんを必要とする理由</li> <li>イ 必要な物資の品目及び数量</li> <li>ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</li> <li>エ 連絡課及び連絡責任者</li> <li>オ 荷役作業員の派遣の必要の有無</li> <li>カ 経費負担区分</li> <li>キ その他参考となる事項</li> </ul> </li> <li>・物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</li> <li>・町は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。</li> <li>・町長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 必要なLPガスの量</li> <li>イ 必要な器具の種類及び個数</li> </ul> </li> </ul>
町民及び 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。</li> <li>・自主防災組織は町が行う物資の配分に協力する。</li> <li>・地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。</li> </ul>
日本赤十字社 静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに町を通じ被災者に配分する。
経済産業省	県から物資の調達について協力要請があった時は、物資をあっせんし又は調達する。

3 災害救助法に基づく実施事項

区分	内容
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者	住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失し又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
対象品目	ア 被服、寝具及び身の回り品 洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等 イ 日用品 石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等 ウ 炊事用具及び食器 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等 エ 光熱材料 マッチ、LPガス等
費用の限度	災害救助法による。
給(貸)与の期間	災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。

4 衣料、生活必需品その他物資調達給(貸)与の方法

区分	内容
衣料、生活必需品、その他物資調達の的方法	ア 衣料、生活必需品等の調達方法 衣料等は、町が作成した「物資調達計画」に基づき、罹災状態、物資の種類、数量等を勘案し、協定業者等から、町が調達するものとする。また、平素から民間業者等と協定書をかかわすことで、物資の事前確保を図るものとする。 イ 衣料等の輸送措置 調達した衣料等の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等において措置し、措置できないときは、「第19節 輸送計画」に基づき、町が措置するものとする。 ウ 集積場所 調達した衣料、生活必需品等及び災害援助物資等について、あらかじめ指定する物資集積所へ集積する。
衣料、生活必需品等給(貸)与の方法	ア 実施者 衣料、生活必需品等の給与又は貸与を実施する場合、町長は災害対策本部より責任者を指名し、各現場にそれぞれ現場責任者を置くものとする。 イ 給(貸)与の方法 責任者は、衣料品、生活必需品等の給与又は貸与に際し、県から指示された物資配分計画又は町の作成した「物資配分計画」に基づき、物資の適正かつ迅速な配分に努めなければならない。

5 町の要請に基づいて行う県の実施事項

区分	内容
衣料、生活必需品等の調達あっせん	県地域防災計画資料の巻により調達あっせんを行うものとする。

6 町の要請を待たずに行う県の実施事項

県は、町が被災し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、不足食料等の要請が滞る場合には、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数に応じて食料等の物資を調達し、町へ輸送することを検討する。

また、県は、要請によらない場合も町へ物資を確実に供給できるよう、平時から訓練等を通じて緊急物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。

第12節 給水計画

1 主旨

この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために町、水道事業者、町民及び自主防災組織の実施事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内容						
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。</li> <li>町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 給水を必要とする人員</li> <li>イ 給水を必要とする期間及び給水量</li> <li>ウ 給水する場所</li> <li>エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量</li> <li>オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</li> <li>カ その他必要事項</li> </ul> </li> <li>自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。</li> <li>地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">飲料水の供給を受ける者</td> <td>災害のため現に飲料水を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給量</td> <td>大人1人1日最小限おおむね3リットル</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給期限</td> <td>災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> </table>	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者	飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル	飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。
飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者						
飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル						
飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。						
水道事業者	水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。						
町民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</li> <li>地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。</li> <li>地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</li> <li>町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</li> </ul>						

3 給水実施要領

区分	内容
給水の方法	ア 給水は復旧対策部復旧班が給水実施計画を作成し措置する。 イ 地区別に、給水タンク、ポリ容器を利用し迅速に実施する。
補給水源及びろ水機	飲料水の補給は、飲料水兼用耐震性100t貯水槽とする。

4 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、迅速なる応急復旧を沼津市に対し要請するとともに効果的な応急復旧に協力する。

第13節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

1 主旨

この計画は、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しは、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置することを目的とする。

町は県と連携し、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

また、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町外又は県外の広域的な応急仮設住宅への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて県を通じ、広域避難収容に関する支援要請をするものとする。

2 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内容	
町	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。</li> <li>併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</li> </ul>
	宅地等	町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。</li> <li>町民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</li> </ul>	

3 災害危険区域の指定

区分	内容
指定の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。</li> </ul>
指定の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例により区域を指定し、周知する。</li> </ul>

4 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市町の実施事項

区分		内容
被害状況の把握		「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体制の整備		応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急仮設住宅の確保	建設型応急住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</li> </ul>
	賃貸型応急住宅の借上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。</li> </ul>
応急仮設住宅の管理運営		<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。</li> <li>その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</li> </ul>
応急住宅の入居者の認定		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。</li> <li>入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。</li> </ul>
市町営住宅等の一時入居		市町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。
応急住宅の管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。</li> <li>入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。</li> </ul>
住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。

区分	内容				
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>応急仮設住宅の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失）</li> <li>② 設置を必要とする住宅の戸数</li> <li>③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量</li> <li>④ 派遣を必要とする建築業者及び人数</li> <li>⑤ 連絡責任者</li> <li>⑥ その他参考となる事項</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>住宅応急修理の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害世帯数（半焼、半壊）</li> <li>② 修理を必要とする住宅の戸数</li> <li>③ 修理に必要な資機材の品目及び数量</li> <li>④ 派遣を必要とする建築業者及び人数</li> <li>⑤ 連絡責任者</li> <li>⑥ その他参考となる事項</li> </ul> </td> </tr> </table>	応急仮設住宅の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失）</li> <li>② 設置を必要とする住宅の戸数</li> <li>③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量</li> <li>④ 派遣を必要とする建築業者及び人数</li> <li>⑤ 連絡責任者</li> <li>⑥ その他参考となる事項</li> </ul>	住宅応急修理の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害世帯数（半焼、半壊）</li> <li>② 修理を必要とする住宅の戸数</li> <li>③ 修理に必要な資機材の品目及び数量</li> <li>④ 派遣を必要とする建築業者及び人数</li> <li>⑤ 連絡責任者</li> <li>⑥ その他参考となる事項</li> </ul>
	応急仮設住宅の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失）</li> <li>② 設置を必要とする住宅の戸数</li> <li>③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量</li> <li>④ 派遣を必要とする建築業者及び人数</li> <li>⑤ 連絡責任者</li> <li>⑥ その他参考となる事項</li> </ul>			
住宅応急修理の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害世帯数（半焼、半壊）</li> <li>② 修理を必要とする住宅の戸数</li> <li>③ 修理に必要な資機材の品目及び数量</li> <li>④ 派遣を必要とする建築業者及び人数</li> <li>⑤ 連絡責任者</li> <li>⑥ その他参考となる事項</li> </ul>				
住居等に流入した土石等障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</li> <li>住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市町長は、市町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）</li> <li>イ 除去に必要な人員</li> <li>ウ 除去に必要な期間</li> <li>エ 除去に必要な機械器具の品目別数量</li> <li>オ 除去した障害物の集積場所の有無</li> </ul> </li> </ul>				

### 5 応急仮設住宅設置

災害のため応急仮設住宅及び応急修理を必要とする事態が生じた場合で、災害救助法が適用されたときは災害対策基本法の実施基準により実施し、災害救助法が適用されない災害の場合にあっては、必要に応じ同法の基準に準じて町において実施するものとする。災害救助法の実施基準は、次のとおりである。

区分	内容	
応急仮設住宅設置 (県直接実施)	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることが出来ない者
	規模及び費用限度額	災害救助法による。
	建設予定地	建設予定地は原則として町有地とする。ただし、町有地に適地が無く私有地に建設する場合は、所有者と町との賃貸契約締結後、工事に着手する。
	整備開始期間	災害発生の日から20日以内 ただし、事前に知事と協議し必要最小限度の期限を延長することができる。
	その他	供与・維持管理・処分及び手続き等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。

区分	内容		
住宅応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	修理対象者	半壊、半焼(大規模半壊から半壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
		規模及び費用	災害救助法による。
		修理期間	災害発生の日から10日以内 ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、県知事を通じて内閣総理大臣と協議を行う必要がある。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
		規模及び費用	災害救助法による
		修理期間	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内

6 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅の優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供及び応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

区分	内容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
県、町の長の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。</li> <li>応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置</li> </ul>

第14節 医療・助産計画

1 主旨

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、町の実施事項、県に対する要請事項を定め医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。

2 基本方針

- 町は、当該町域内の医療救護を行うため、郡市医師会等の協力を得て救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- 町は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- 町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- 町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- 県及び町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。

3 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区分	内容	
救護所	設置	町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。 イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設置	町は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。 イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項
災害拠点病院	設置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ) イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ DMAT等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

4 実施主体と実施内容

実施主体	内容
町	<p>あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。</li> <li>・傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。</li> <li>・傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。</li> <li>・救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。</li> <li>・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。</li> <li>・町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 必要な救護班数</li> <li>イ 救護班の派遣場所</li> <li>ウ その他必要事項(災害発生の原因)</li> </ul> </li> <li>・被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</li> </ul>
町民及び 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。</li> <li>・傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。</li> </ul>

5 日本赤十字社静岡県支部の活動

区分	内容
医療救護班の 派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出勤させる。</li> <li>・医療救護班は医療救護を行う地域の町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。</li> </ul>
広域応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。</li> <li>・日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。</li> <li>・医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。</li> </ul>

6 災害救助法に基づく実施基準

区分	内容
医療を受ける 対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
助産を受ける 対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害のため助産の途を失った者</li> <li>イ 現に助産を要する状態の者</li> <li>ウ 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者</li> <li>エ 被災者であるか否かを問わない</li> <li>オ 本人の経済的能力の如何を問わない</li> </ul>

区分	内容	
医療助産の範囲	医療	ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護
	助産	ア 分べんの介助 イ 分べん前、分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
実施期間	医療	災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ知事と協議し期間を延長することができる。
	助産	分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ知事と協議し期間を延長することができる。
費用の限度	医療	ア 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費 イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
	助産	ア 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 イ 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額

## 7 実施方法

災害時の医療活動は、医療班を主体とし、沼津医師会清水町地区会等の指導、協力を得て実施するものとする。

### (1) 医療関係団体

災害が発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携をとり医療救護の万全を期するものとする。

### (2) 医療助産は原則として「清水町医療救護計画」に基づく救護班において行うものとする。

#### ア 救護班の編成

医療活動を必要とする事態が発生した場合は、沼津医師会清水町地区会等の協力を得て救護班を編成し、医療活動を実施するものとする。

救護班は原則として医師、看護師、業務調整員をもって編成する。

#### イ 救護所の設置

救護所は必要に応じ被災地住民の最も利用しやすい安全な公共施設等に開設し、医療活動を行うものとする。なお救護所を開設する場合は、関係地域住民に周知徹底を図るものとする。

#### ウ 救護所用資機材、医薬品等の備蓄

救護所用の資機材、医薬品等及び応急処置用医療器材の備蓄を行う。

また、補充調達については、沼津薬剤師会等の協力を得るとともに、平素から取扱い業者等の把握に努める。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

区分	内容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。
県、町の長の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。</li> <li>• 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置</li> </ul>

第15節 防疫計画

1 主旨

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

2 町の実施事項及び要請事項

町長は、次の事項を行うものとするが、独自で実施できない場合は、県に応援の要請を行うものとする。

区分	内容
実施事項	ア 病原体に汚染された場所の消毒 イ ねずみ族・昆虫等の駆除 ウ 病原体に汚染された物件の消毒等 エ 生活用水の供給 オ 浸水区域の防疫活動の実施 カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 キ 臨時予防接種の実施
要請事項	ア 防疫薬剤の種類及び数量 イ その他必要事項

3 実施方法

区分	内容	
防疫班の編成	防疫班は環境衛生班を主体に編成し、災害の状況によって数班を編成し処理する。	
実施基準	被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施する。 ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域 イ 集団避難所 ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域	
実施方法	予防宣伝	被災地の環境衛生を確保し、感染症の予防を図るため、保健衛生上の注意事項などについて啓蒙宣伝を行う。
	消石灰、クレゾール液の配布	ア 浸水被害が発生した場合は、床下等の乾燥剤として消石灰を配布する。 イ 浸水等により汚染した家屋の消毒薬剤としてクレゾール液を配布する。 ウ 消石灰、クレゾール液等について自主防災組織又は区へ一括搬送し、各家庭への配布を依頼するものとする。
	汚染された井戸等	汚染された掘りぬき井戸等の使用者に対し、次亜鉛素酸ナトリウム等の点滴による井戸水の消毒等の実施について指導を行うものとする。
	ねずみ族昆虫等の駆除	災害に伴いねずみ族の移動あるいは昆虫の発生等により感染症の発生のおそれのある場合には、薬剤によりねずみ族昆虫駆除を行うものとする。
	毒物・劇物の取扱い	回収及び流失飛散防止を図るものとする。
	その他	被災地の環境衛生の保持と感染症の予防を図るため、不衛生な食品の流通排除、その他必要な措置を適宜講ずるものとする。

4 町民及び自主防災組織の実施事項

飲食者の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

5 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

6 その他

地震被害の被災地においては、食品加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第16節 清掃及び災害廃棄物処理計画

1 主旨

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿のくみ取り処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため町等の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

2 基本方針

- (1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「清水町災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「清水町災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

3 し尿処理

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。</li> <li>・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</li> <li>・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 処理対象物名及び数量</li> <li>イ 処理対象戸数</li> <li>ウ 処理場の使用可否</li> <li>エ 実施期間</li> <li>オ その他必要事項</li> </ul> </li> <li>・必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</li> <li>・速やかに下水道施設の応急復旧に努めるものとする。</li> </ul>
町民及び 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。</li> <li>・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。</li> </ul>

4 廃棄物(生活系)処理

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</li> <li>・収集体制を住民に広報する。</li> <li>・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 処理対象物名及び数量</li> <li>イ 処理対象戸数</li> <li>ウ 処理場の使用可否</li> <li>エ 実施期間</li> <li>オ その他必要事項</li> </ul> </li> <li>・収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</li> </ul>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。</li> <li>・仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。</li> </ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別、搬出については、町の指導に従う。</li> <li>・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</li> </ul>

5 災害廃棄物処理

実施主体	内容	
町	災害廃棄物処理対策組織の設置	町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 家屋の被害棟数等の被災状況</li> <li>イ ごみ処理施設等の被災状況</li> <li>ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況</li> <li>エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計</li> <li>オ 仮置場、仮設処理場の確保状況</li> </ul>
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体へ協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	「清水町災害廃棄物処理計画」又は被災状況に応じて策定する「災害廃棄物処理実行計画」に基づき、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。</li> <li>・町から災害廃棄物の処理について、人的支援等の協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。(協定事業者)</li> </ul>	
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を行う。</li> <li>・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</li> </ul>	

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

区分	内容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
県、町の長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第17節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

1 主旨

この計画は、災害により行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のための遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、町の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 町は、県が作成した遺体措置計画策定の手引に基づいて遺体措置計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 県は、町の遺体措置計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について町に助言する。
- (4) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、町が行うことを原則とし、消防、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (5) 町はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 町は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (7) 県は、町が遺体措置を行う必要が生じた場合において、町から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

3 実施主体と実施内容

実施主体	内容	
町	遺体の搜索	町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
	遺体収容施設	設置 町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
		活動 町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処置	町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。
	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。
県への要請	町長は、遺体の搜索、措置、火葬について、当該町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあせんに要請する。 ア 必要な医師数 イ 搜索、措置、火葬に必要な職員数 ウ 搜索が必要な地域 エ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 オ 必要な輸送車両の台数 カ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 キ 広域火葬の応援が必要な遺体数	
町民及び自主防災組織	行方不明者についての情報を、町に提供するよう努める。	

4 災害救助法に基づく実施基準

区分	内容
遺体搜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者
遺体の措置内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 遺体の一時保存 ウ 検案 エ 遺体の身元確認
埋葬対象者	ア 災害時の混乱の際に死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実施期間	災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、知事と協議し必要最小限の期間を延長することができる。
費用の限度	災害救助法による。

5 災害救助法に基づく町の実施事項

区分	内容
遺体の捜索 収容班の編成	町職員及び消防団をもって編成するものとする。
遺体の捜索	遺体の捜索に当たっては、地元関係者等の協力により行うものとし、常に自衛隊及び警察等関係機関と密接な連絡をとりながら実施する。
遺体を発見した ときの処理	ア 遺体は速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人があるときは速やかに引き渡すものとする。 イ 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、速やかに遺体収容所へ引き渡すものとする。この場合、警察官は検視調書を作成し、医師の検案書は遺族関係者の必要に応じて作成する。
遺体の収容	遺体を一時保存する場合は、了解を得て最寄りの寺院又は斎場とするが、これにより難しい場合は、公共施設等に仮収容するものとする。
埋火葬	ア 火葬は、火葬場において措置する。 イ 火葬した遺骨は、一時寺院に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がいない場合は、町長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

区分	内容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第18節 障害物除去計画

1 主旨

この計画は、災害により土石、竹木等の障害物が住居に侵入し、日常生活に支障ある者に対し、町の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

2 災害救助法の実施基準

区分	内容
障害物除去の 対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているもので自らの資力をもってしては除去することのできない者
実施期間	災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ知事と協議し期間を延長することができる。
費用の限度	災害救助法による。

3 災害救助法に基づく町の実施事項

区分	内容
障害物除去 動員の対象者	町職員、消防団、土木・建設業者、自衛隊、自主防災組織等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員するものとする。
除去車両の調達	「第20節 輸送計画」により措置するものとする。
作業用機械器具 の調達	町有の機械器具のほか必要に応じ、土木・建設業者から確保するものとする。
集積場所	障害物の集積場所は、町民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するものとする。

4 災害の拡大と二次災害の防止活動

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

5 県に対する要請事項

町長が障害物除去計画について知事に対して応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア 除去を必要とする住家戸数 (半壊、床上浸水別)	工 除去に必要な機械器具の品目別数量
イ 除去に必要な人員	才 集積場所の有無
ウ 除去に必要な期間	

第19節 社会秩序維持計画

この計画は、災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について町の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置することを目的とする。

1 町

区分	内容
町民に対する呼びかけ	町長は、町内の地域に流言ひ語を始め各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について呼びかけを実施するよう努める。
生活物価の価格、需要動向、買占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり調査及び対策を講じるものとする。 (1) 生活物資の価格及び需用動向の把握に努める。 (2) 特定物資の報告徴取、立入検査等 ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。 イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要望	町長は、町内の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは県に対し応急措置または広報の実施を要請する。

2 警察署

町長は、地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、町を管轄する警察署に対し次の事項について要請する。

区分	内容
警戒取締の強化	指定危険区域、避難地、被災地等の警ら活動を強化し混乱防止と犯罪の予防及び取締に努める。
暴利行為等の取締	ア 暴利販売、買い占め、売り惜しみ等を行う悪質業者等の取締の強化 イ 各物資の配給、その他救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。

第20節 輸送計画

1 主旨

- 災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。
- 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。
- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
- 町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- 町は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

2 災害救助法の実施基準

区分	内容
輸送の範囲	ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の搜索 カ 死体の処理 キ 救助用物資の整理配分 ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。
実施期間	上記に掲げる各救助の定められた実施期間とする。ただし、事前に知事と協議をして、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

3 実施事項

輸送の方法は、輸送物資の種類、数量及び緊急度並びに交通施設の被災状況などにより、次のうち最も適切な輸送手段を選定実施するものとする。

区分	内容
陸上輸送	自動車の確保 主として町有車両を活用するものとする。 ただし、災害の態様その他の事情を勘案して、運送業者等の協力により適宜陸上輸送を実施するものとする。
	自動車調達の協力要請 町において自動車の確保が困難な場合、又は輸送の都合上、他市町村より調達することが適当と認められるときは、県及び他市町村に協力を要請するものとする。
航空輸送	ア 航空輸送を必要とする場合は、防災ヘリコプターの活用及び「第29節 自衛隊派遣要請要求計画」により行うものとする。
	イ 町内のヘリコプター離着陸可能場所を選定しておくものとする。

4 県に対する要請事項

町において輸送の措置が不可能又は困難な場合は、輸送の内容によりそれぞれ各計画に定めるところにより県へ要請するものとする。

第21節 交通応急対策計画

1 主旨

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、県知事、道路管理者、県公安委員会等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする

2 自動車運転者のとるべき措置

区分	内容
緊急地震速報を聞いたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。</li> <li>・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。</li> <li>・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。</li> </ul>
地震等が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</li> <li>イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</li> <li>ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</li> </ul> </li> <li>・避難のために車両を使用しないこと。                         <p>災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間(以下「指定道路区間」という)においても、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。                                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</li> <li>(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所</li> </ul> </li> <li>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</li> <li>ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</li> </ul> </li> </ul>

3 道路管理者等の実施事項

区分	内容
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を選定する。

区分	内容
災害時における通行の禁止又は制限	<p>ア 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。</p> <p>イ 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道の道路標識をもって明示する。</p> <p>ウ 道路管理者は、通行禁止及び制限を実施しようとする時、又は実施した時は、直ちに所轄の警察署長へ連絡するものとする。</p>
放置車両の移動等	<p>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。</p>
道路の応急復旧	<p>ア 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。 ただし、県は、政令市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。</p> <p>イ 町長の責務 (ア) 他の道路管理者に対する通報 町長は、町内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。 (イ) 緊急の場合における応急復旧 町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 (ウ) 知事に対する応援要請 町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を求めるものとする。</p> <p>ウ 仮設道路の設置 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 既設道路のすべてが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、町長は県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p>
経費の負担区分	<p>ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p> <p>イ 緊急の場合における応急復旧の経費 町長は、他の管理者に属する道路の応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した町長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。</p>

4 県知事又は県公安委員会の実施事項

区分	内容
<p>災害時における交通の規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害対策基本法に基づき、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①道路交通法第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</li> <li>• 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。</li> <li>• 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</li> <li>• 県知事は、道路管理者である指定都市以外の町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</li> <li>• 県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</li> </ul>
<p>警察官の措置命令等</p>	<p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p>
<p>除去障害物の処分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。</li> <li>• 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。</li> </ul>

区分	内容
通行の禁止又は制限に係る標示	県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置しなければならない。
交通安全施設の復旧	県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。
緊急通行車両の申出	・指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して申出（「緊急通行車両確認申出書」資料編Ⅱ（10-3-8））をすることができる。
緊急通行車両の確認	県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急標章」（資料編Ⅱ（10-3-9））及び「緊急通行車両確認証明書」（資料編Ⅱ（10-3-10））を交付する。
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

## 5 交通マネジメント

- ・国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。
- ・県は、町の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所に対し検討会の開催を要請することができる。
- ・検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- ・検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

## 第22節 応急教育計画

### 1 主旨

この計画は小・中学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

### 2 基本方針

- (1) 町教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。
- (2) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (3) 中学生は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域

における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

3 計画の作成

区分	内容	
災害 応急 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。</li> <li>• 計画に定める項目は、次のとおりとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学校の防災組織と教職員の任務</li> <li>イ 教職員動員計画</li> <li>ウ 情報連絡活動</li> <li>エ 生徒等の安全確保のための措置</li> <li>オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</li> </ul> </li> </ul>	
応急 教育	<p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p>	
	被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</li> </ul>
	施設・設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</li> <li>• 被害の状況により、必要に応じて町又は地域住民等の協力を求める。</li> </ul>
	教育再開の 決定・連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</li> <li>• 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</li> </ul>
	教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</li> </ul>
	給食業務の再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</li> </ul>
	学校が地域の 避難所となる 場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</li> <li>• 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、町等と必要な協議を行う。</li> </ul>
生徒等の 心のケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。</li> <li>• 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。</li> </ul>	

4 災害救助法の実施基準

区分	内容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼、又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む）
学用品の品目	ア 教科書及び教材 イ 文房具 ウ 通学用品
実施期間	災害発生の日から 教科書（教材を含む） 1か月以内 文房具及び通学用品 15日以内 ただし、知事と協議し期間を延長することができる。
費用の限度	災害救助法による。

5 実施事項

区分	内容
学用品給与の方法	ア 給与の対象となる児童、生徒の人員数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。
	イ 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生日とする。
	ウ 教科書は、学年別、学科別、発行所別に調査集計し、購入配布する。
	エ 通学用品、文房具は、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。
	オ 給与品目は、各人の被害状況程度等実状に応じ、特定品目に重点を置くことも差し支えない。
	カ 教材は、教育委員会に届出または承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。
学用品の調達	教科書については県で指定する業者、その他の文房具については協定業者等から調達する。
応急教育等の実施事項	ア 被災を免れた公民館等の公共施設を利用するほか、小中学校の屋内体育施設等余裕教室を一時借用し、分散や二部授業、合併授業等の方法により応急教育を実施する。
	イ 町の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが不可能又は困難な場合は、県地域防災計画の定めるところにより、県に対しあっせんを要請するものとし、必要な場合は応急仮設校舎を建設するものとする。
	ウ 関係機関が協議し応急教育に対する必要な措置が講ぜられる場合は、教職員、住民等に周知徹底を図るものとする。
	エ 町の公共施設及び小中学校等は、避難計画に基づく町指定の避難所と定めているため応急教育施設の確保にあっては、これらと競合しないよう災害の規模、被害の程度等災害の実態に即応した措置を講ずるものとする。
オ 教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編成による授業を実施するときは、県と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずるものとする。	
給食等の措置	学校給食に必要な食料等は、「第10節 食料供給計画」に基づき措置するものとする。
文化財の応急対策	文化財の管理者又は所有者は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講ずるものとし、町は、管理者若しくは復旧のためにでき得る範囲の援助をし、文化財の保全に努めるものとする。
社会教育施設の応急対策	社会教育施設にあつては、災害対策に万全を期し、施設等の保全に努めるものとする。

6 県への要請事項

町長は、学用品の調達、応急教育の実施等困難な場合は、次の事項により、知事に調達あっせんに要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項
ア 応急教育施設あっせん確保
イ 集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導
ウ 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
エ 教職員の派遣充当
オ 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

第23節 応急保育計画

1 主旨

この計画は、災害時における保育所園児の身体の安全並びに保育活動の確保を図るため、保育所等における災害の予防、応急対策を図ることを目的とする。

2 事前準備

保育所等の長（以下「所長等」とする。）は、災害時における対策が迅速に実施できるように災害対策計画を立案し、以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 園児の避難方法
- (2) 防災に対する教育及び訓練の実施
- (3) 避難場所、避難道路の指定
- (4) 保護者との連絡及び園児の引き渡し方法
- (5) 関係機関との連絡方法
- (6) 勤務時間外における所属職員の招集方法

3 災害時における対応

- (1) 所長等は、町長の指示により適切な緊急避難を実施する。
- (2) 所長等は、園児・職員及び施設の被害状況を把握し、園児の安全と施設の管理に万全を期す。
- (3) 所長等は、状況に応じた応急保育を速やかに実施する。

第24節 社会福祉計画

1 主旨

この計画は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金の貸付等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 基本方針

- (1) 町その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 町は、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4) 町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

3 実施事項

区分	内容		
罹災社会福祉施設の応急復旧及び入所者への応急措置	ア 罹災社会福祉施設の応急復旧 イ 罹災社会福祉施設入所者の他施設等への一時収容保護のあっせん ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん		
罹災低所得者に対する生活保護の適用			
罹災者の生活相談	実施機関	町（被害が大きい場合は県と共催）	
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	
	協力機関	県、県社会福祉協議会、静岡県災害対策土業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部清水町分区、町社会福祉協議会、その他関係機関	
罹災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	県社会福祉協議会、町社会福祉協議会	
	協力機関	県、町、民生委員・児童委員	
	貸付対象	罹災低所得世帯（災害により低所得世帯となった者も含む）	
	貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による。	
罹災母子世帯・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（健康福祉センター）	
	協力機関	町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	罹災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となったものを含む）	
	貸付額	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額	
罹災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児童	県・町
		18歳以上	町
	協力機関	児童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
	対 象	罹災身体障害児者	
交付等の内容	(ア) 災害により補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 (イ) 災害により負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付 (ウ) 罹災身体障害児者の更生相談		
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	町	
	支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
		災害援護資金	罹災世帯主
支給及び貸付額	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条、第8条及び第10条の規定に基づき、清水町災害弔慰金の支給等に関する条例で定める額		
義援金の募集及び配分	実施機関	県、町	
	協力機関	日本赤十字社静岡県支部、報道機関、県共同募金会、教育委員会（県、町）及び社会福祉協議会（県、町）、その他関係機関	
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定する。	
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け協議決定する。	

区分	内容	
被災者(自立) 再建支援制度	実施機関	(財)都道府県会館(県単精度派遣)
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
	支給額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額
義援品の 受け入れ	実施機関	県、町
	協力機関	報道機関、その他関係機関
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

## 第25節 要配慮者対策

### 1 主旨

この計画は、高齢者、身体障害者、外国人等の要配慮者についての対策を定めることを目的とする。

### 2 平時対策

町は、要配慮者に関して、自主防災会、民生・児童委員、ボランティア等福祉関係者との連絡を強化し、日頃から要配慮者の実態把握に努め、一人ひとりの特性について十分把握しておくようにする。

### 3 災害時における対策

要配慮者に関しては、十分な対応を実施すべく、避難誘導、搬送・介護に関するマニュアルを作成し、被災状況下での生活の確保に努めるものとする。

### 4 外国人対策

外国人は一般的に地理に不案内であり、言葉の問題もあり、平時、災害時を問わず、防災に関する情報を十分に得られない。このため、以下の項目について検討し、外国人対策の充実を図る必要がある。

#### ○ 外国人に対する啓発

外国人に対する外国語の防災広報

第26節 消防計画

1 主旨

この計画は、各種災害時における消防活動に関する基本的事項を定め、災害による被害を軽減することを目的とする。

2 消防活動

区分	内容
消防活動体制	消防本部はその地域に各種災害が発生した場合において、これらの災害による被害の軽減を図るため、消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。 なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。
広域協力活動体制	町長は災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。 その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 ・発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 ・消防本部の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 ・発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町村の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
危険物施設の災害対策	危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。
ガス災害対策	町は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基本方針	(1) 町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 (2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 (3) 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための本計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。 (4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。	
実施主体	内容	
消防本部及び消防団	火災発生状況等の把握	消防長は消防署を指揮し、消防団と協力して、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署

		と相互に連絡を行う。 ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況	
	消防活動の留意事項	消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。 ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。	
事業所 (研究室、実験室を含む。)	火災予防措置	火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。	
	火災が発生した場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。</li> <li>必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。</li> </ul>	
	災害拡大防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。</li> </ul>	
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。</li> <li>火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。</li> <li>消防隊(消防署、消防団)が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。</li> </ul>		
町 民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。	
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。	

第27節 応援協力計画

1 主旨

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため、町長が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法を定めることを目的とする。

2 要請の実施基準

区分	内容
要請基準	町長は、他の各計画の定めるところにより、民間団体等の協力を必要と認めるときは、協力要請対象団体のうちから適宜指定して要請するものとする。
協力要請対象団体	ア 自主防災組織 イ 青年団及び男女共同参画団体 ウ 大学及び高校の学生・生徒 エ 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 オ 赤十字奉仕団

3 実施の方法

区分	内容
自主防災組織に対する応援協力要請	ア 要請は自主防災組織の長に対して行うものとする。 イ 自主防災組織は資料「自主防災組織一覧表」のとおりである。 ウ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所、その他協力要請に関する必要事項についてはその都度連絡するものとする。
青年団、男女共同参画団体に対する応援協力要請	ア 要請は当該青年団にあっては団体の所属する町単位の青年団の長、男女共同参画団体にあっては県男女共同参画センター運営主体の長等に対して行うものとする。 イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所、その他協力要請に関する必要事項についてはその都度連絡するものとする。
大学及び高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒に対する応援協力要請	ア 要請は、当該学校の長に対して行うものとする。 イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所、その他協力要請に関する必要事項についてはその都度連絡するものとする。
赤十字奉仕団への応援協力要請	要請は日本赤十字社静岡県支部清水町分区に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第28節 ボランティア活動支援計画

1 主旨

町は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、（福）静岡県社会福祉協議会や（特活）静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら、ICTを活用したボランティアの受入体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

区分	内容
町災害ボランティアセンターの配置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>町は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた施設に町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う町災害ボランティアセンターを設置する。</li> <li>町災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会の職員及び災害ボランティアコーディネーター等で構成し、運営する。</li> <li>町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として町災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。</li> </ul>
ボランティア活動拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティアコーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</li> <li>町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</li> </ul>
ボランティア団体等に対する情報の提供	町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	町は、町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第29節 自衛隊派遣要請要求計画

1 主旨

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 災害派遣要請要求の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況他の期間等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区分	内容	
要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

区分	内容	
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の搜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する）
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊員が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	防災要員の派遣	
	連絡幹部の派遣	
その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する	

### 3 災害派遣要請

区分	内容
災害派遣要請者	知事
災害派遣要請の要求手続	<p>町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、下記の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、防災行政無線等または口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p> <p>ア 災害の情况及び派遣を要請する事由                      イ 派遣を希望する期間                      ウ 派遣を希望する区域及び活動内容                      エ その他参考となるべき事項</p>

4 災害派遣部隊の受入体制

区分	内容	
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。	
作業計画及び資材等の準備	町長は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解を取りつけるよう配慮する。	
作業実施に必要な物資・機材等	町長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより、県へ要請する。	
自衛隊との連絡交渉の窓口の一本化	町長は派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。	
派遣部隊の受入	町長は派遣された部隊に対し次の基準により各種施設等を準備するものとする。	
	本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのでこれに必要な室、机、椅子など
	宿舍	柿田川公園とし、野営に必要な広場（隊員の宿泊は一人1畳の基準）
	材料置場、炊事場	屋外の適当な広場
	駐車場	適当な広場（車一台の基準は3m×8m）
その他の留意事項	ア 自衛隊の派遣はあくまで応急措置を行うもので、本格的な復旧作業を行うものではない。 イ 自衛隊に対して、救出等を依頼するのみで町民が傍観したりする事なく、積極的に協力するよう配慮するものとする。 ウ ヘリコプターによる応援を受ける場合は、着陸地点に風向表示等、必要な準備をし、受入体制には万全を期するものとする。	

5 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

6 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策のための必要な資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として町が負担するものとする。

第30節 電力施設災害応急対策計画

1 主旨

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため、電力会社の実施体制及び連絡方法について定めるものとする。

2 応急措置の実施

応急措置の実施は、電力会社の定める「東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）非常災害対策基本マニュアル」により実施するものとする。

なお、電力施設復旧に当たっては、県及び町と十分連絡をとり措置するものとする。

第31節 ガス災害応急対策計画

1 主旨

この計画は、ガス災害の発生に際し、市民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

2 非常体制組織の確立

区分	内容
緊急出動に関する相互協力	消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。
ガス事業者の緊急体制の整備	ア ガス事業者は、ガスにかかる災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 イ 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

3 応急対策

区分	内容
保護保安対策	ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者へ通報するよう市民の協力を要請する。 イ ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 ウ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 エ 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。 オ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等、第二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 カ 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、町防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。 キ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危険防止対策	ア 災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害（中毒、火災、爆発）を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取扱いには特に注意する。 イ 災害の規模によりその周辺への関係者以外の立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。 ウ ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

区分	内容
<p>応急復旧対策</p>	<p>ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。</p> <p>イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出勤人員を確保する。</p> <p>ウ 都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院等主要施設の復旧を優先させる。</p> <p>エ 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、臨時供給を考慮する。</p>

4 県、町等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、町、消防機関及び警察と十分連絡協議する。

5 事故の報告

ガス業者は、ガス事故の報告を県、町、消防機関及び警察に行う。

6 町内のガス事業者

町内のガス事業者は資料「ライフライン事業所一覧表」のとおりである。

**第32節 上下水道災害応急対策計画**

水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、公共上下水道等の構造等を勘案して、速やかに、上下水道等施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

**第33節 突発的災害に係る応急対策計画**

1 主旨

この計画は突発的災害により多数の死傷者が発生した場合、迅速な被災者の救出及びその支援のために必要な措置を定めるものとする。

2 町の体制

(1) 突発的災害応急体制

区分	内容
設置基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆又はガス爆発などの事故） イ その他町長が指令したとき
組織	消防署及び消防団を中心に組織する。
任務	応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報活動を行う。なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報収集するように特に留意する。 また、必要に応じ、災害対策本部設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。
県、国への報告	消防署は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性 (派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な援助活動などを明らかにすること)

県東部方面本部（県東部地域局）

	防災無線		NTT
	地上系	衛星系	有線
電話	5-103-6010	8-103-6010	055-920-2006
FAX	5-103-6081	8-103-6081	055-920-2009

(県危機管理部)

	防災無線		NTT
	地上系	衛星系	有線
電話	5-100-6030	8-100-6030	054-221-2072
FAX	5-100-6250	8-100-6250	054-221-3252

(消防庁応急対策室)

区分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線
平日 (9:30~ 18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

(2) 災害対策本部の設置

区分	内容
設置基準	突発的災害応急態勢による情報収集の結果、本部長を中心とした本格的な支援体制を組む必要があると判断した場合、災害対策本部を設置する。
組織	「2節 組織計画」による。
任務	事故現場等に職員を派遣し正確な情報を迅速に本部に伝達、情報を基に速やかに関係機関に必要な要請をし、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施する。
設置の連絡	災害対策本部を設置したときは、速やかに東部地域局へ連絡する。

(3) 災害対策本部の実施する応急体制

区分	内容
初期情報の収集	迅速な初期情報収集に努めるとともに必要な場合は、速やかに東部地域局へ連絡し、県防災ヘリによる情報収集を要請する。
人的被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。</li> <li>・ 関係機関（警察、消防、町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集する。</li> <li>・ 当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県を通じて消防庁へ報告するものとする。</li> </ul>
自衛隊への派遣要請	自衛隊の派遣要請を必要とする場合には、東部地域局へ連絡する。要求の方法、手続きは「第29節 自衛隊派遣要請要求計画」による。
緊急医療活動	<p>ア 静岡 DMAT（災害派遣医療チーム）への要請 静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。</p> <p>イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 救急医療等の救護業務への実施等が必要な場合には県を通じて要請する。</p> <p>ウ 医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、県及び関係機関を通じ協力を要請する。</p> <p>エ 静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム） 静岡DPATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部障害者支援局障害福祉課を通じて要請する。</p> <p>オ 静岡DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡DWATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部福祉長寿局地域福祉課を通じて要請する。</p>
各機関の調整・二次災害防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。</li> <li>・ 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊・災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</li> <li>・ 事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、関係機関との情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。</li> </ul>

(4) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置が概ね完了したときは、本部を廃止する。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

#### 第34節 公共土木施設応急対策計画

道路、橋梁等の土木施設については、災害後直ちに調査し、被害を受けた施設について、速やかに復旧するように努める。特に道路、橋梁等に関しては、避難に対して影響がないように努めるものとする。

また、水道施設、下水道施設、し尿処理施設等についても被害を受けた場合速やかに応急復旧を実施し、機能的に万全を保つように努める。

#### 第35節 建造物応急対策計画

火災、地震等の各種災害から建造物を保護し、その被害の軽減を図り、建造物の機能を維持するように努める。

庁舎・学校等の応急修理について

これらの施設については、災害対策本部が設置されたり、避難者が避難するなど、災害時に町の防災活動の拠点となる施設であるため、被災したことが判明次第、応急修理を実施するものとする。

#### 第36節 原子力災害応急対策計画

原子力災害発生時における必要な対策については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき定められた「静岡県地域防災計画 原子力災害対策編」及び「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に従って迅速・適正に実施するものとする。

また、静岡県島田市原子力災害広域避難計画に基づき、島田市志都呂地区住民の避難者を受け入れるものとする。

## 第4章 復旧・復興対策

---

---

### 第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧計画
  - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
  - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - (4) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 公共用地災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 被災中小企業復興計画
- 12 その他の災害復旧事業計画

### 第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

- (1) 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

## 第3節 被災者の生活再建支援

## 1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

区分	内容
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

## 2 被災者の支援

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

区分	内容
被災状況の把握	<p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。</p> <p>県はこれらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。</p> <p>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>【県への報告】</p> <p>ア 死亡者数</p> <p>イ 負傷者数</p> <p>ウ 全壊・半壊住宅数 等</p> <p>【被災者台帳】</p> <p>ア 氏名、生年月日、性別</p> <p>イ 住所又は居所</p> <p>ウ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況</p> <p>エ 援護の実施の状況</p> <p>オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</p>
罹災証明の発行	<p>ア 罹災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明を発行する。</p> <p>イ 罹災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。</p>
災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
義援金の募集等	<p>ア 義援金を受け付けるために、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</p> <p>イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。</p>
租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

3 要配慮者の支援

高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

区分	内容
被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。</li> <li>・情報が不足している地域には補足調査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 要配慮者の被災状況及び生活実態</li> <li>イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況</li> </ul> </li> </ul>
一時入所の実施	<p>災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。</p>
福祉サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。</li> <li>イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。</li> <li>ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。</li> </ul>
健康管理の実施	<p>応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。</p>

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

町は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

町は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、町長は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

町は、国や県、関係機関・団体等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。